

- 12 災害時においても下水道機能を確保するため、耐震性能を有する下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 13 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を重点的に推進できるよう、予算を確保すること。
港湾施設の老朽化対策や地震対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 14 大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。
通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。
大規模自然災害の備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備に必要な予算を確保すること。
公園施設を利用したワーケーションを推進するために必要な都市公園整備の予算を確保すること。
- 15 耐用年限が過ぎ空き家となった公営住宅について、建替えを伴わない除却事業も交付金制度の対象にすること。
空き家対策総合支援事業を活用した改修補助を、同一市町内での転居者も利用できるよう要件の緩和と、同事業に必要な予算を確保すること。
令和7（2025）年までに耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。
安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、今後も道路整備を進めていく必要がありますが、予算が不足しており、計画的な道路整備の推進が困難となっています。また、のり面施設や排水施設等の法定点検施設以外の道路施設の老朽化対策を着実に進めていく必要があります。このように地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設が必要です。
現状において、大規模構造物の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設・改築に係る個別補助制度はありません。大規模な橋梁、トンネルや法指定踏切の抜本的な改良（立体交差化等）については、一定期間に集中して予算を投資する必要があり、交付金事業としての整備では、予算の集中投資ができず、結果、事業期間が長期にわたってしまいます。このことから、国庫債務負担行為が活用でき、計画的に集中した予算確保が可能となる個別補助制度の拡充が必要です。
- 2 国道167号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支える重要な幹線道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。救急搬送時における走行時の安全性向上と搬送時間の短縮を図り、救急救援活動の円滑な実施に対応するとともに、南海トラフ地震等による現道の津波浸水想定区域や雨量規制による県道の通行不能区間を回避したルートである当バイパス区間の整備推進に必要な予算確保が必要です。

国道 421 号大安 I C アクセス道路は、いなべ市街地と東海環状自動車道の大安 I C を連絡し、地域産業・商業等を支援するとともに東海環状自動車道の供用開始による交通渋滞の緩和を図るため整備を進めています。大安 I C は平成 31 (2019) 年 3 月にハーフインターとして供用開始しており、令和 6 (2024) 年度にはフルインターとしての供用が予定されていることから、令和 6 (2024) 年度までに、バイパス整備による交通分散と、4 車線化による交通容量の拡大を完成させるための予算確保が必要です。

社会資本整備総合交付金を活用し、地域経済の活性化や生産性の向上のための道路ネットワークを形成し、地方創生等に資する道路整備を進めていますが、予算が不足しており計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。これらの事業の計画的な事業進捗を図るため、社会資本整備総合交付金の所要額を確保する必要があります。

- 3 橋梁やトンネル等、道路インフラに関する 1 巡目の法定点検の結果、県、市町においては、措置対象となる健全度Ⅱ～Ⅳは全体の 52.6%であることが判明しました。しかし、現在の着手状況は、健全度Ⅲ・Ⅳに比べ健全度Ⅱは十分な状況ではありません。健全度Ⅱで対策することにより、大幅なコストの削減や長寿命化を図ることが可能であることから、今後も積極的にインフラメンテナンスに取り組んでいくため、健全度Ⅱについても積極的な採択が必要です。

また、道路トンネルに設置が義務付けられている通報設備や警報設備、消火設備などの非常用施設は、定期的なメンテナンスの他、設備更新を行う必要があります。設備更新は、各設備が連携していることからシステム全体を交換する必要があるため、1 施設あたり 1 億円を上回る費用を要するケースもありますが、利用者の安全確保のためには着実に更新する必要があります。現在の補助事業採択要件では、道路トンネル本体の構造物は認められるものの、非常用施設は認められないことから、個別補助事業の採択要件の拡充が必要です。

本県では、区画線を含む路面標示の塗替え要望の高まりを受けて、令和 2 (2020) 年 7 月に国直轄事務所と県、県警による「路面標示連絡調整会議」を設立し、今後、3 者が連携して路面標示の塗替え等を行っていくこととしています。路面標示は、道路利用者が安全に通行するため非常に重要な施設であることから区画線の塗替えについて、国と県が連携して、計画的に進めていくことが必要です。

- 4 地方自治体は、地方経済や社会生活を支える道路の適切な維持管理に努力していますが、道路施設の老朽化への対応、激甚化・頻発化する災害への対応等による業務量の増加、維持管理に従事する建設業就業者の高齢化や担い手不足など、維持管理を取り巻く状況は大きく変化してきています。

一方、ICT や AI 等の新技術が急速な勢いで進展し、道路をはじめとする社会インフラで、これら新技術の活用が広がってきています。

今後、限られた予算・人員のなかで、これら新技術を技術者のサポートとして用いることにより道路の維持管理の高度化、効率化に寄与するものと考えられます。

国等（直轄国道や高速道路）においては、道路の安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルを維持・向上を図るためにICTやAI等新技術の積極的な活用を進め、効率的なメンテナンスオペレーション体制の構築が図られつつあります。この取組を地方自治体管理の道路にも展開していただき、全ての道路管理者の道路データの統合や連携の枠組みを図るとともに、道路へのICTやAI等新技術の整備運用のさらなる増強に向け、国の支援が必要です。

- 5 これからの道路政策では、自動車を中心とする整備重視の政策だけではなく、多様な利用者の視点に立った政策を進めることが必要とされています。

特に鉄道駅の周辺においては、交通拠点と道路ネットワークをセットで考え、公共交通の利便性の高い空間をいかに創出するか、人間重視の空間に回帰し、地方創生に貢献できる空間へといかに再構築を行っていくのが重要となります。

こうした方向性のもとで、本年5月には、道路法が改正され、道路事業による交通拠点整備と道路空間再編を加速するための新たな仕組みが導入されたところです。

駅を中心とする空間整備について、歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進することで、地域が発展し、賑わいを創り出すとともに、防災力を強化する道路空間が創出できるため、国の力強い支援が必要です。

- 6 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などにより、各地で甚大な被害が発生し、今後も、気候変動の影響による降水量の増大や水災害の頻発化・激甚化は明らかな状況です。これからは、気候変動をふまえた域全体で行う「流域治水」へ転換し、流域全体で水災害リスクの軽減に取り組む必要があります。「流域治水プロジェクト」で流域治水の全体像をとりまとめ、事前防災・減災対策の加速化を図っていくために、流域の関係者全員の参画を促進するとともに、円滑に実施できるよう、国による財政支援が必要です。

また、河川の合流部などで多数の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことから、河川の合流部や、上下流バランスの観点から当面の間、堤防整備に至らない区間などにおいて、氾濫水を少なくするため、越水しても決壊しにくい堤防強化対策が必要です。本県においては、令和元（2019）年度の補正予算も活用し、令和2（2020）年度は、29河川で堤防強化対策を進めているところですが、今後も、継続して堤防強化対策を集中的に実施できるよう、国による財政支援が必要です。

平成18（2006）年に国土交通省所管ダムにおける事前放流に伴う損失補填制度が制度化され、令和2（2020）年度には一級水系の利水ダムの事前放流に伴う補填制度が創設されました。令和元（2019）年12月に出された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」では、すべての既存ダムで洪水調節機能強化のために事前放流を検討することとされ、一級水系については令和2（2020）年5月29日に治水協定を締結し事前放流の取組を開始し、二級水系についても治水協定を締結するための協議を進めています。しかしながら、一級水系の道府県所管の多目的ダムおよび二級水系のダムは利水者に対する損失の補填制度がなく、利水者からは治水協力するには補填制度が必要との意見をいただいています。一級水系の道府県所管の多目的ダムと二級水系の全てのダムについても、事前放流に伴う国の損失補填制度の対象に追加し、確実に予算を確保することで、事前放流を行った際の利水者の損失を軽減し、治水協力を促進することが必要です。

7 本県沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70～80%に引き上げられ、切迫性が高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっているものの、既存の防災・安全交付金の中での実施では、事業進捗に限界がある状況であるため、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、予算の確保が必要です。

8 河川・海岸施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保が課題となっています。このため、長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減も図りながら、適切な維持管理を実施しているところです。しかし、対策を要する施設は多く、老朽化対策にかかる費用は莫大で、今後も増加傾向にあり、対策を着実に行うことが困難な状況となっています。このことから、長寿命化計画に基づく河川・海岸の老朽化対策を着実に進めることができるよう、予算の確保が必要です。

また、頻発化・激甚化する近年の水害へ対応するためには、治水安全度向上を図るための河川改修、海岸事業の推進が必要です。しかしながら、河川・海岸の事業費全体は減少傾向の中、老朽化対策に係る予算は増加し、結果として河川・海岸の整備予算が圧迫され、治水対策事業の進捗に支障をきたしています。このことから、着実な治水対策を推進できるよう、河川・海岸整備に係る予算の確保が必要です。

9 砂防関係施設の修繕やダム設備の更新については、防災・安全交付金事業の対象外であり、県単独事業での対応となっており、県にとって重い財政負担となっています。一方、長寿命化計画に基づく海岸保全施設の老朽化対策や河川管理施設の更新については、交付金の対象となっています。このことから、長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新についても交付金事業の対象とすることが必要です。

10 鳥羽河内ダムが計画されている加茂川水系では、これまでに幾度となく、洪水が発生しています。平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、日本各地では水害が頻発化・激甚化しており、鳥羽河内ダムの整備により再度の災害防止、治水安全度の抜本的な向上が図られます。鳥羽河内ダム建設事業は、平成 29 (2017) 年度末に工事用道路に着手し、着実に進捗していることから、事業推進に必要な予算の確保が必要です。

ダム事業については、非常に多額な予算を短期集中的に投資する必要があり、地方財政への負担が大きくなっています。補助ダムに係る補助率の拡大とダム事業に係る起債充当率を嵩上げすることで都道府県の負担を平準化することが必要です。

11 防災・安全交付金における重点配分対象事業については、防災拠点、集落人家 50 戸以上、重要交通網、要配慮者利用施設を保全する箇所における土砂災害対策事業とされていますが、要配慮者利用施設については、「24 時間滞在型の施設に限る」とされており、診療所、幼稚園等 24 時間滞在型ではない要配慮者利用施設は対象外となっています。

要配慮者利用施設の保全する土砂災害対策事業について、県内では土砂災害警戒区域内の 402 箇所の要配慮者利用施設が未対策となっており、要配慮者利用施設の早急の保全が求められています。このことから、診療所、幼稚園等 24 時間滞在型ではない要配慮者利用施設を保全する土砂災害防止施設整備について、防災・安全交付金における重点配分対象に拡大して整備する必要があります。

また、過去に土砂災害が発生した箇所については、再度災害が発生する可能性が高く早期に完成する必要があります。このため、過去の土砂災害が発生した箇所についても防災・安全交付金における重点配分対象に拡大して整備する必要があります。

12 災害時においても防災拠点等の下水道機能を確保するため、現在、重点的に整備を進めている「南部浄化センター第 2 期整備事業」や「宮川流域下水道幹線管渠延伸事業」等、耐震性能を有する下水道施設の整備に必要な予算を確保することが必要です。

また、本県の流域下水道は供用開始から 30 年が経過しており、5 つの処理場の設備は、老朽化により改築時期を迎えている状況です。下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保する必要があります。

13 地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70～80%に引き上げられ、切迫性が高まっています。

このため海岸保全施設の耐震対策や強靱化対策等の早急な実施が求められており、それらを重点的に推進するためには、予算の確保が必要です。

また、係留施設や外郭施設などの老朽化対策や臨港道路橋梁の耐震対策を計画的に実施するためには、さらなる予算確保が必要です。

14 南海トラフ地震の発生率は 70～80%に引き上げられ、また、激甚化・頻発化する自然災害等により、全国各地で甚大な被害が発生しており、大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化および防災拠点や避難地となる都市公園整備に必要な予算確保が必要です。

また、安全・安心な歩行空間の確保や良好な都市空間の確保、都市防災機能の強化が求められており、街路における通学路等の安全対策を推進するための予算確保が必要です。

本県では、熊野灘臨海公園周辺の豊かな自然環境を生かしたワーケーションを推進するため、別途事業にて公園施設整備を進めています。老朽化したプールを新たな集客・誘客施設とし再整備し、新しいプールとの相乗効果による集客力向上をめざすために必要な都市公園整備の予算が必要です。

15 本県において、県営住宅は現在 279 棟あり、そのうち耐用年限が過ぎて空き家となったものは現在 27 棟で、今後さらに増大することが見込まれます。耐用年限が過ぎて空き家となった県営住宅は、周辺の住環境への悪影響を考慮し、除却するまでは維持管理が必要であるため、早期に除却しなければなりません。現在の社会資本整備総合交付金制度において建替えを伴わない除却費用は交付金対象事業とならず、財政負担の課題から除却が進んでいません。その上、石綿含有建築用仕上塗材に対するアスベスト対策による除却費の増額が見込まれます。これらの住宅の除去を早期に実施するためには、建替えを伴わない除却費用も交付金制度の対象にすることが必要です。

本県は、国の空き家対策総合支援事業を活用し、空き家を移住者向け住宅とするためのリフォーム工事に対する補助を行う市町への財政支援を行っています。本事業の運用上、国は、空き家改修費への補助は地域活性化等の観点から事業主体の市町外から転入する者が居住する必要があるとの方針を示していますが、制度化を検討する市町からは過疎地域対策、子育て支援、人口流出対策等の政策課題にも対応できるよう、同一市町内での転居者の住宅改修についても補助対象となるよう要件の緩和要望が寄せられています。また、空き家対策の着実な推進のため、事業の実施に要する予算の確保が必要です。

耐震改修促進法に基づく国の基本方針において、令和 7（2025）年までに耐震性が不十分な住宅および耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することが目標に掲げられており、この目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化事業に係る予算が必要です。

県内の 10 市町で狭あい道路整備等促進事業を実施しており、令和 5（2023）年度末までに合計 2,687 箇所の狭あい道路について拡幅整備を計画しています。現状、市町民からセットバック部分の寄付を受けるものの、舗装や側溝敷設等の道路整備に必要な予算が不足し、道路として整備が進まず、通行上危険な箇所もあります。これらの未整備セットバック部分について、着実に整備を進め市街地の安全性の向上を図るために、必要な予算の確保が必要です。

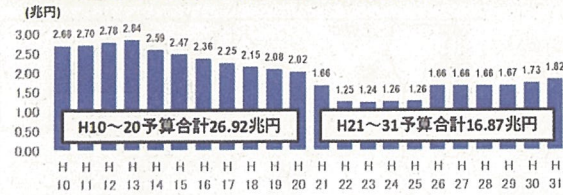
事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路建設課、道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課、建築開発課、住宅政策課
関係法令等 道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、無電柱化の推進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法、住宅市街地総合整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 同施行令 等

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設

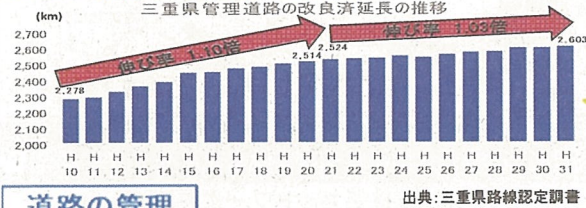
○国の道路関係予算の推移(当初)



国の道路関係予算は、平成13(2001)年度をピークに減少！平成22(2010)年度に大きく減少！平成26(2014)年度以降は微増しているが、以前の予算額までは回復していない！

道路の整備

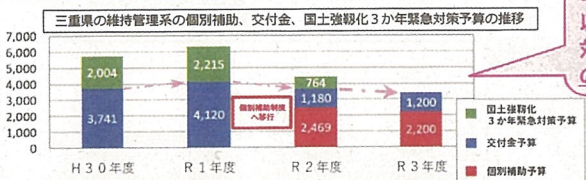
○三重県管理道路の改良状況



改良済延長の伸び率は平成20(2008)年度までは1.10倍であったが、平成21(2009)年度以降は1.03倍と鈍化している！

道路の管理

○法定点検施設以外の老朽化対策



今後対応が求められる法定点検施設以外(のり面、排水施設等)の老朽化対策を実施するには、現状以上の予算の確保が必要！

法定点検施設以外の老朽化対策を着実に実施していくため、長期安定的な予算の確保が必要！

新たな財源の創設を！

○のり面老朽化対策



○排水施設老朽化対策



有料道路制度の活用により創出される予算による道路の整備・管理の推進を！

個別補助制度の拡充

○大規模構造物の新設・改築



県道 四日市鈴鹿環状線(四日市市) 花ノ木橋(仮称)(140m(3径間)) 事業費 約9億円 工期期間 約4年間

県道 鈴鹿環状線(磯山バイパス) 伊勢鉄道アンダー(190m) 事業費 約22億円 工期期間 約6年間

計画的に整備を進めるため、重点的な予算配分が必要！

○法指定踏切の抜本的な改良



市道上浜町大谷町第1号線(津市) 大谷踏切 [JR東海・伊勢鉄道] 事業費 約25億円

鉄道事業者と合意した『踏切道改良計画』により、令和5(2023)年度までに対策完了が必要！

踏切の抜本的な改良は、複数年にわたり集中的な予算が必要！

大規模構造物の新設・改築および法指定踏切の抜本的な改良について 個別補助制度の拡充を！

要望

- 1 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設を行うこと。
- 2 大規模構造物(橋梁・トンネル等)の新設・改築および法指定踏切の抜本的な改良について、個別補助制度を拡充すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

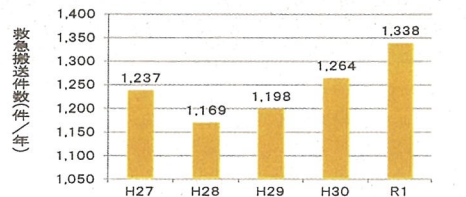
(国土交通省)

地域高規格道路の整備推進に必要な予算の確保

■ 国道167号磯部バイパス

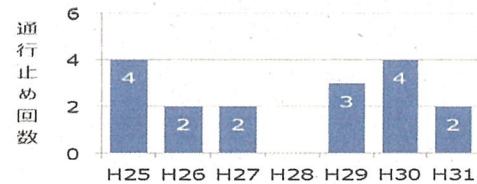
救急搬送活動への支援

- 志摩市方面から伊勢市内の病院への救急搬送件数の増加
- ⇒ 磯部バイパスの整備により搬送時間の短縮、走行時の安全性の向上、患者の負担軽減を図る



緊急輸送道路の機能強化

- 国道167号は第1次緊急輸送道路に指定されているが津波浸水想定区域を通過している。
- 伊勢磯部線は第2次緊急輸送道路に指定されているが事前雨量規制区間にも指定されており、大雨時は通行不能となる。
- ⇒ 災害時の緊急輸送道路の機能として脆弱
- ⇒ 磯部バイパスの整備により、津波浸水区域や事前雨量規制区間を回避



インターアクセス道路の整備推進に必要な予算の確保

■ 国道421号大安ICアクセス道路

- 東海環状自動車道(大安IC~北勢IC(仮)) 令和6(2024)年度開通予定
- 国道421号の現道で慢性的な渋滞
- ⇒ 大安ICアクセス道路の整備により交通を分散させ大安ICへのアクセス向上を図る



地方創生等に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の確保

- 地域経済の活性化や生産性の向上のための道路ネットワークを形成し、地方創生等に資する道路整備の推進が必要であるが、予算が十分でなく計画的な事業進捗を図ることが困難な状況
- ⇒ 社会資本整備総合交付金の所要額確保が必要



〔六軒鎌田線バイパス〕令和2(2020)年5月31日供用開始
・市街地の渋滞緩和や、港及び高速道路ICの利活用促進による地域の活性化に期待!



- 要望
- 1 地域高規格道路国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。
 - 2 高速道路のインターチェンジへのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
 - 3 地方創生等に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の所要額を確保すること。

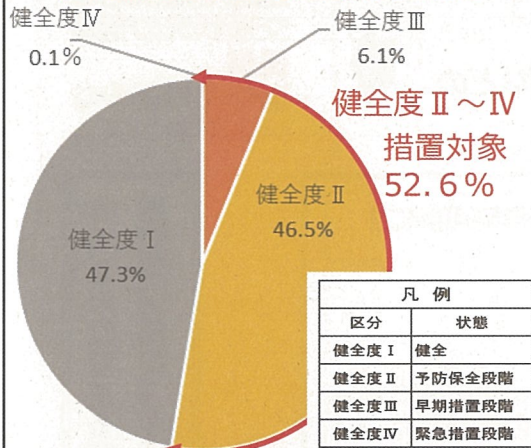
【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

道路インフラメンテナンスを進めるための採択要件の拡充と予算確保

法定点検施設の1巡目点検結果



1巡目点検での措置対象となる健全度II～健全度IVは全施設の52.6%

措置対象内の割合

健全度II : 46.5% (88.3%)
健全度III : 6.1% (11.6%)
健全度IV : 0.1% (0.1%)

措置対象となる健全度IIについても積極的な採択が必要

道路トンネルの非常用施設の更新はシステム全体の交換が必要

道路トンネルでは延長等に応じて、非常用施設(通報設備、警報設備、消火設備等)設置が義務化されている 県内29箇所

非常用施設は、トンネル本体と同様に老朽化するため、安全確保には、大規模な設備更新が必要

採択要件を拡充し、トンネル本体と同様に、非常用施設の更新も国庫補助事業の対象とすることが必要



区画線など路面標示の塗替えに関する連携強化

区画線など路面標示の視認性の確保は、接続するそれぞれの道路管理者によって支えられている

三重県では、区画線など路面標示の剥離が進んでいるため、平成29(2017)年度に全ての県管理道路の区画線について点検を実施

【点検結果】
剥離度 I・II : 9,700km
剥離度 III : 800km
剥離度 IV : 1,400km

極めて剥離が進んだ「剥離度IV」について、令和2(2020)年度中の完了を目指し塗替え中

路面標示を管理する直轄事務所・県・県警が連携して取り組みを進めるため、令和2(2020)年7月、「路面標示連絡調整会議」を設立し、交差点などの同時塗り直しやICTを活用した路面標示点検のAI判定などについて検討中

| 区分 | 状態 |
|---------|-------------|
| 剥離度 I | 剥離なし |
| 剥離度 II | やや剥離あり |
| 剥離度 III | 剥離が進んでいる |
| 剥離度 IV | 極めて剥離が進んでいる |

今後、関係機関が連携して、区画線の塗替えを計画的に進めていく



交差点部区画線の劣化状況

安全な通行確保のため、区画線の塗替えについて、交差点部の同時施工など、国等との連携強化が必要

要望

- 1 道路インフラメンテナンスを確実に進めるため、採択要件の拡充と必要な予算の確保を図ること。
- 2 区画線など路面標示の塗替えについて、県と連携して計画的に進めること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

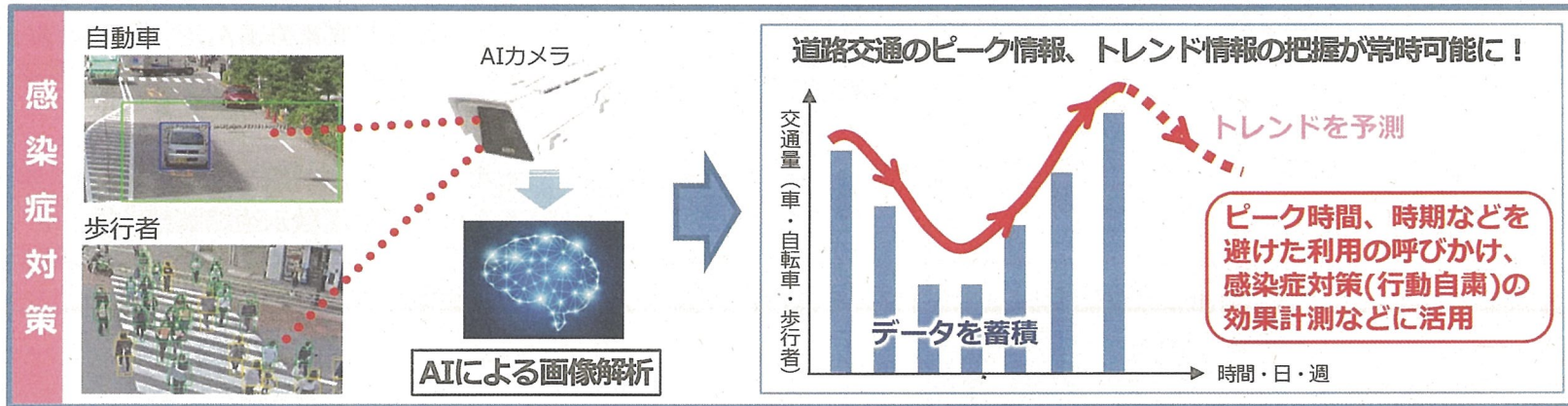
日進月歩で進化するAIを活用し、安心・安全で円滑な移動と道路ストックの適切な維持修繕を目指して

- ・ 交通量・渋滞・事故等の現場状況
- ・ 異常気象時の道路冠水・雪等による車両停滞状況
- ・ 区画線や路面性状の状況などが、シームレスに把握できない。



平時でも災害時でもコロナ禍でも！
AIによる画像解析で交通状況（車・自転車・歩行者）や路面状況などのモニタリングが可能

- ・ 迅速で効果的な交通状況の情報提供
- ・ 適切で効率的なメンテナンス



＋ 今後、さまざまな活用が可能

交通状況

平常時

- 渋滞、事故等の対策への活用
- 新規道路計画、整備効果把握への活用
- 道路空間再編への活用等

災害時

- 異常気象時の道路冠水、事故、雪等による**車両停滞状況の自動検知**等

道路メンテナンス

区画線

- 剥離や視認性の計測による**引き直し時期の判断**等

路面性状

- ひび割れやわだち掘れ量の計測による**舗装の打ち替えの判断**

令和2年度補正予算にて、観光地や主要駅周辺の
県管理道路に**AIカメラを10機配備**！

さらなる
増強を予定！

要望 AIを活用した交通状況のモニタリングや道路メンテナンスの強化に向けた支援を行うこと。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

多様な交通モード間の接続強化と人・モノの流れの円滑化、地域の活性化、災害対応の強化に向けて

<桑名駅> 自由通路及び橋上駅舎が完成



令和2年8月30日供用開始!

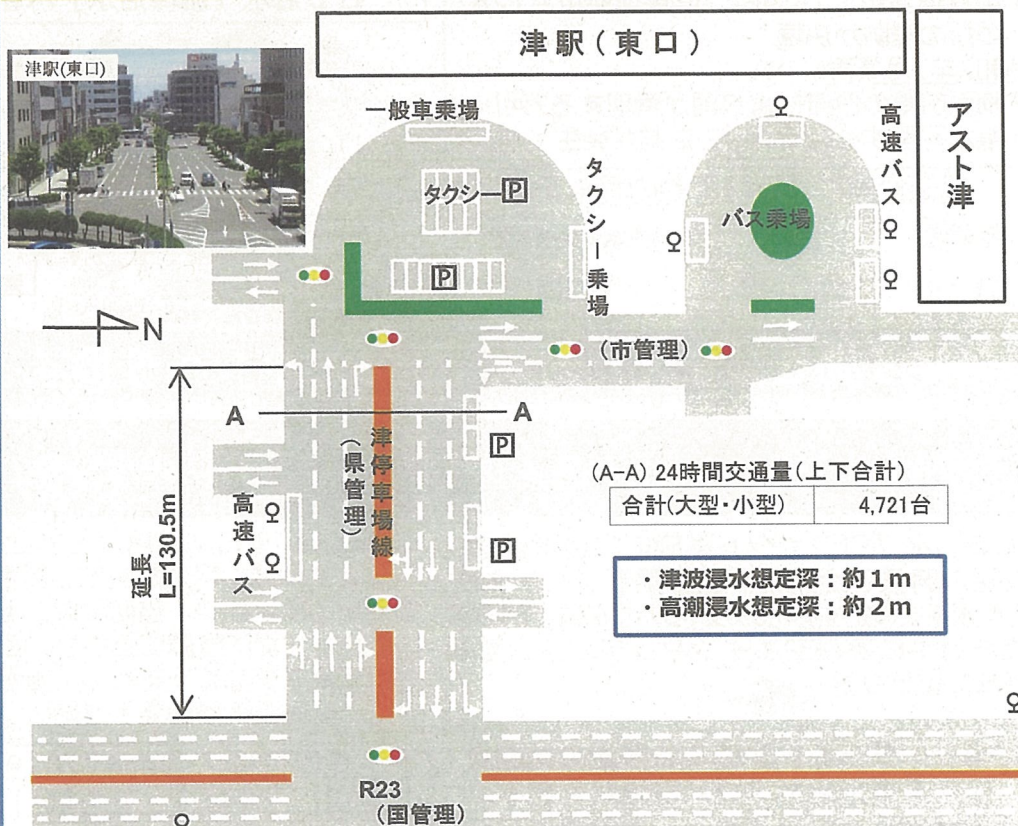
令和2年度地価調査において、桑名駅前(寿町2丁目)が県内商業地84地点のうち、前年度比地価上昇率がトップ(1.7%)となった。

<四日市駅> 中部圏で初めて「バスタプロジェクト」の候補に選定



近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や、中央通りの車道を減少させて歩行空間を整備する「近鉄四日市駅周辺等整備事業」が進められている。

<津駅> 地域創生、防災力を強化する道路空間の創出へ



要望

コロナ禍をふまえた地方創生の実現に向け、各都市の駅を中心とする空間整備について、支援を行うこと。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(内閣官房、財務省、国土交通省)

頻発化・激甚化する水災害

令和元年東日本台風

・国管理河川で14箇所、県管理河川で128箇所の堤防が決壊

令和2年7月豪雨

・梅雨前線の停滞により国が管理する7河川、県が管理する186河川で氾濫が発生

気候変動に伴う降雨量の将来予測

| 降雨量 | 流量 | 洪水発生頻度 |
|-------|-------|--------|
| 約1.1倍 | 約1.2倍 | 約2倍 |

「流域治水」への転換

○あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換



流域治水プロジェクト

全国の一級水系で令和2(2020)年度中に策定
二級水系は令和3(2021)年度策定予定

○早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速

【イメージ】

★戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
浸水範囲(昭和XX年洪水)

★対策費用

■河川対策

■流域対策(集水域と氾濫域)

■ソフト対策
・水位計・監視カメラ設置、
・マイタイムライン作成等



気候変動を踏まえた対策「流域治水」へ転換することで、更なる水災害対策の加速化！

「流域治水プロジェクト」実施を支援

- 流域治水プロジェクト実施に向けた課題
- ・流域の関係者全員の参画を促すことが必要！
- ・二級水系を策定するためのノウハウの共有が必要！
- ・流域治水に参画するインセンティブとなる財政支援が必要！

- ・国のリーダーシップによる参画の促進を！
- ・一級水系策定時のノウハウの共有を！
- ・「流域治水プロジェクト」を円滑に実施できるよう、財政支援を！

堤防強化対策の推進

- 令和元年東日本台風などでは、河川の合流部などで多数の堤防が決壊し甚大な被害が発生！
- 河川の合流部や、当面の間、上下流バランスの観点から堤防整備に至らない区間などにおいて、越水しても決壊しにくい堤防強化が必要！

三重県では、令和元(2019)年度補正予算も活用し、今年度、29河川で堤防強化対策を進めているが今後も継続して集中的に実施できるよう、財政支援を！

既存ダムの洪水調節機能の強化

- 既存ダムの洪水調節機能強化のために事前放流について利水者の協力が必要！
- 利水者の協力を得るために全てのダムを事前放流に伴う国の損失補填の対象とすることが必要！

・一級水系は5/29に治水協定を締結
・二級水系は6水系のうち早期に対応が必要な2水系は8/31に締結
残る4水系も年度内に締結予定

一級水系の道府県所管の多目的ダムと二級水系の全てのダムも事前放流に伴う国の損失補填制度の対象に追加を！

| 要望 | 内容 |
|----|--|
| 1 | 「流域治水プロジェクト」において、流域の関係者全員の参画を促進するとともに、円滑に実施できるよう、財政支援を行うこと。 |
| 2 | 上下流バランスの観点から堤防整備に至らない区間などにおいて、越水しても決壊しにくい堤防強化対策を集中的に実施できるよう、財政支援を行うこと。 |
| 3 | 事前放流にあたり、一級水系の道府県所管の多目的ダムと二級水系の全てのダムを国の補填制度の対象として追加すること。 |

【国土整備部】

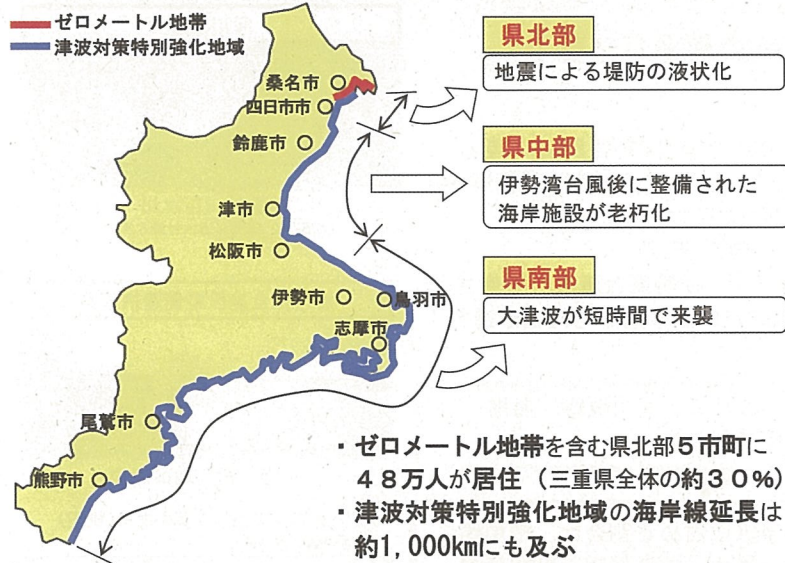
18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

南海トラフ地震に備えた地震・津波対策

三重県の沿岸は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」であり、被災リスクが非常に高い。

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70~80%!



地震・津波対策の予算確保が必要

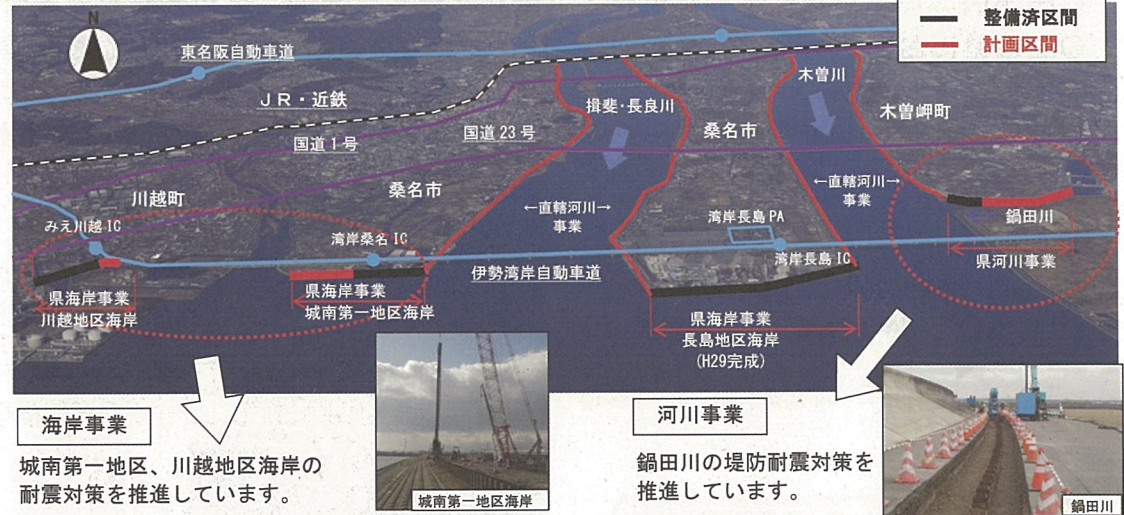
河川改修や高潮・侵食対策に加えて地震・津波対策を実施するには既存の交付金事業では不十分

高潮浸水被害への関心の高まり

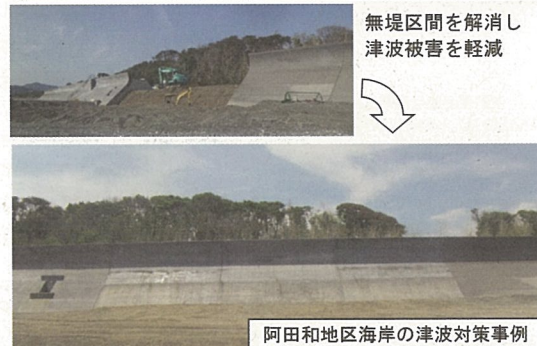
- 伊勢湾沿岸[三重県区間]の高潮浸水想定区域図を公表(令和2(2020)年8月)
- 想定の結果、11市町において約288km²が浸水
- 堤防背後住民らの関心の高まり

【河川・海岸事業】ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策を実施

直轄河川改修事業と合わせ、県河川・海岸事業を実施し、地域の安全・安心を確保



【海岸事業】短時間で津波が到達する沿岸での津波対策を実施



県南部では、津波が最短2分で到達することから、避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策の推進が必要!

【河川事業】津波の遡上が想定される河口部にて耐震対策を実施

耐震対策が必要な河川管理施設

| | |
|-------|-----------|
| 河川堤防 | L=51.2 km |
| 排水機場 | N=8 施設 |
| 水門・樋門 | N=16 基 |

防災・安全交付金にて事業実施

防災・安全交付金は減少傾向であるため、進捗に支障をきたしている!

巨大地震に備えた耐震対策の加速化が必要!

二級河川相川(堤防耐震対策)

二級河川金剛川(水門耐震対策)

要望

南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を重点的に推進できるよう、予算を確保すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

背景

- 全国的に水害が激甚化・頻発化！（令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風等）
- 三重県においても令和元年9月豪雨（北勢地域の豪雨）をはじめとした水害が発生！

三重県における大規模な水害
 ○昭和34年台風第15号（伊勢湾台風）
 ○昭和49年台風第8号・梅雨前線（七夕豪雨）
 ○昭和57年台風第10号
 ○平成16年台風第21号
 ○平成23年台風第12号（紀伊半島大水害）
 ○平成29年台風第21号
 ○令和元年北勢地域の豪雨



<維持管理>

老朽化対策を着実に進めることが必要！

現状

- 頻発化・激甚化する水害に備え、河川管理施設、海岸保全施設の適切な維持管理が必要！
- 河川管理施設、海岸保全施設の多くは高度経済成長期に建設
→施設の老朽化が進行（県管理施設の多くが建設後50年経過）

課題

施設の老朽化が進行している河川管理施設、海岸保全施設の適切な維持管理が必要！

長寿命化計画に基づく老朽化対策の実施

施設の機能確保とライフサイクルコストの縮減を図る

対策が必要な施設が多く、老朽化対策の着実な進捗が困難な状況！

早期の課題解決に向けて

老朽化対策を着実に進めるため、予算の確保が必要

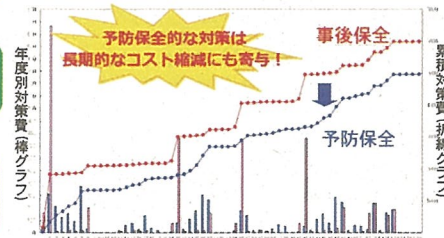
要望

- 1 長寿命化計画に基づく河川・海岸施設の老朽化対策を着実に進めるため、予算を確保すること。
- 2 着実な治水対策を推進するため、河川・海岸整備に係る予算を確保すること。

老朽化する河川管理施設



波浪による劣化箇所の剥離



予防保全的な維持管理によるコスト縮減（イメージ図）

<施設整備>

着実な治水対策の推進が必要！

現状

- 河川整備率 39.6% ※全国平均約50%を下回る
- 下流域にはネック点となる河川横断工作物が集中
→改修を進めるには多大な予算が必要！
- 高潮海岸堤防整備率 66.2%
- 海岸堤防の多くは、伊勢湾台風後に整備されており、築後50年以上経過し老朽化が進行！

課題

治水安全度向上のため、河川改修、海岸事業の着実な推進が必要！

老朽化対策が予算に占める割合は、増加傾向であるため、河川・海岸整備予算は減少傾向！

河川・海岸整備予算が圧迫され、治水対策の進捗に支障をきたしている！

早期の課題解決に向けて

着実な治水対策を推進するため、予算の確保が必要

河川改修

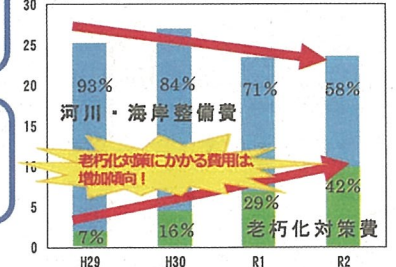


海岸保全施設整備連携事業



河川・海岸事業当初予算の推移（億円）

※国土強靱化分を除く



【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

砂防関係施設やダム設備の維持管理に対する財政支援の強化

砂防関係施設の機能を確保するための修繕



長寿命化計画(R1~R10)に基づき、修繕を計画的に実施

施設は約2,300施設あり、今後も施設数は増加

長寿命化計画に基づく施設修繕を確実に進めていくためには、**予算の安定的・持続的な確保が必要**

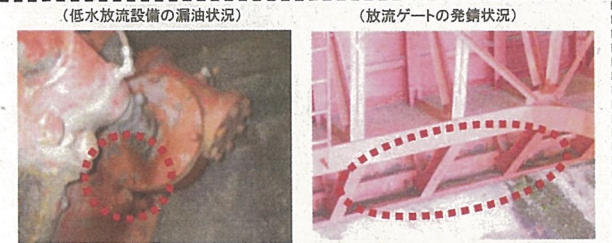
修繕は防災・安全交付金の対象外

ダムの機能を確保するための設備更新

ダム機能を確保するために長寿命化計画(H30~R29)に基づく**設備更新を確実に推進**

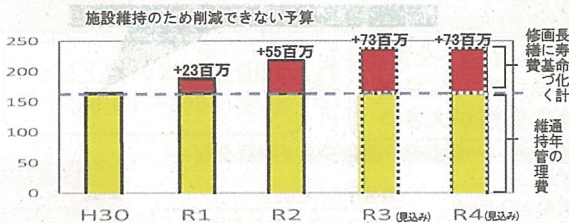
ダム長寿命化計画

- ・ダム管理用制御処理設備の更新
- ・テレメータ設備の更新
- ・放流警報設備の更新
- ・放流設備の更新
- ・減勢工の修繕



設備更新は防災・安全交付金の対象外

砂防関係施設維持管理費(百万円)



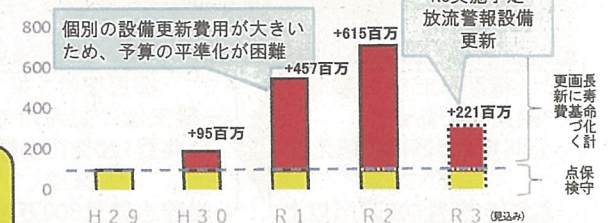
県単独事業で対応することは、**重い財政負担**

長寿命化計画に基づく
・海岸保全施設の修繕
・河川管理施設の更新

海岸：平成26(2014)年度
河川：平成21(2009)年度

制度化
既に交付金の対象!

ダム事業当初予算事業費(百万円)



長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を確実に進めるためには、防災・安全交付金による支援が必要!

要望

長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を防災・安全交付金の対象とすること。

【県土整備部】

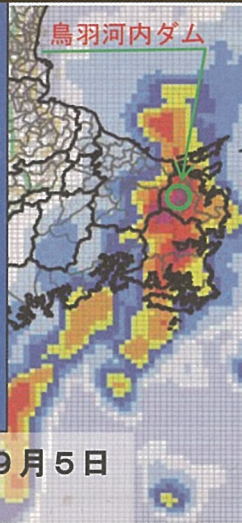
18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(総務省、国土交通省)

鳥羽河内ダム建設

頻発化・激甚化する豪雨災害！

令和元(2019)年9月には三重県で記録的な大雨が発生！
令和2(2020)年7月には梅雨前線による記録的な大雨により、九州を中心に甚大な被害が発生！



令和元(2019)年9月5日
降雨状況

鳥羽河内川流域でも数年に1回浸水被害が発生！



鳥羽河内ダムの建設推進

地元はダム建設を熱望

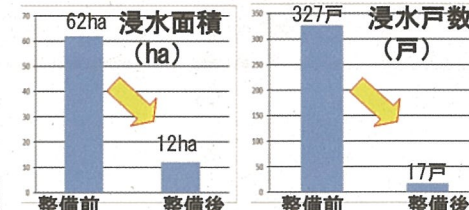
要望活動状況
(鳥羽市長、町内会長)
平成30(2018)年11月



工事用道路整備状況



鳥羽河内ダムの完成により
治水安全度が大きく向上！



治水安全度の向上により地域の浸水被害を軽減！！

鳥羽河内ダム事業に対する地方財政支援強化

補助ダムに係る補助率55%の対象及び採択要件を拡充

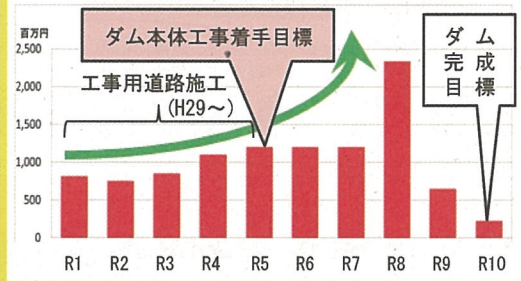
現行補助率55%の基準
一級河川であって
・公共費120億円を超える
かつ
・総貯水容量800万m³以上

採択要件を拡充
一級又は二級河川であって
・公共費120億円を超える
又は
・総貯水容量800万m³以上

鳥羽河内ダム
・二級河川鳥羽河内川
・公共費152億円
・総貯水容量296万m³
・補助率50%

鳥羽河内ダム建設では約4億6千万円の地方負担軽減！

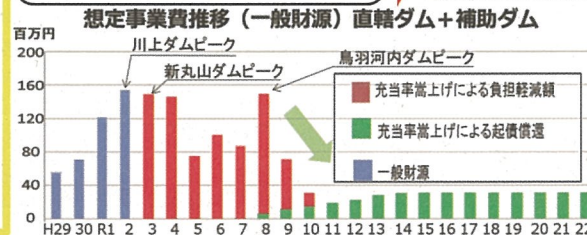
令和10(2028)年度までに
事業費84億円が必要



ダム事業にかかる起債充当率を嵩上げ

ダム事業では短期間に投資が集中し、工事費が大幅に変動するため、地方負担が大きい

起債充当率の嵩上げが必要(90%→100%)！



一定の負担により安定した財政運営が可能！

要望

- 1 鳥羽河内ダムの令和10(2028)年度完成に向けて、建設に必要な予算を確保すること。
- 2 ダム建設に係る補助率の嵩上げについて、二級河川で総貯水量800万m³未満のダムでも適用できるよう採択要件を拡充するとともに、建設費に係る起債充当率を嵩上げすること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

要配慮者利用施設を保全する事業

県内の土砂災害警戒区域内の402箇所の要配慮者利用施設が未対策！
※内、329箇所が24時間滞在型ではない

要配慮者利用施設の早急な保全が求められている

24時間滞在型ではない要配慮者利用施設(診療所、幼稚園等)を保全する土砂災害防止施設についても防災・安全交付金の予算を重点的に配分して整備する必要がある



ソフト対策



24時間滞在型ではない要配慮者利用施設を保全する箇所は対象外！！

要配慮者利用施設の被災事例



平成28(2016)年8月台風第10号により岩手県岩泉町高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生！

要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が、施設管理者に対して義務が課され令和3(2021)年度までの計画策定が進められている

過去に土砂災害が発生した箇所の事業

里地谷通常砂防事業 (三重県 南牟婁郡紀宝町)
里地谷は、平成23(2011)年9月の台風第12号に伴う豪雨により、下流の人家等に甚大な被害を及ぼしたため、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度まで補助事業を進め、平成27(2015)年度からは防災・安全交付金で砂防整備を進めています。



過去に土砂災害が発生した箇所は対象外！！

過去に土砂災害が発生した箇所

交付金事業で実施

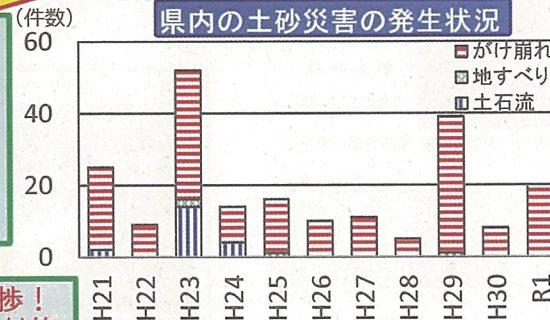
再度災害が発生する可能性が高い
早期に完成する必要がある

防災・安全交付金の予算を重点的に配分して整備する必要がある

防災・安全交付金における重点配分対象事業

- ・防災拠点(避難所・官公署)を保全
- ・集落人家50戸以上を保全
- ・重要交通網(国道42号)を保全
- ・要配慮者利用施設を保全(24時間滞在型の施設に限る！)

予算が重点配分されることで事業が進捗！
事業が進捗することで早期に土砂災害対策事業の整備効果が発現



令和元(2019)年度は、20件の土砂災害が発生！
県内では、平均すると毎年20件程度の災害が発生！

早期に土砂災害防止施設を完成するために、24時間滞在型ではない要配慮者利用施設を保全する箇所と過去に土砂災害が発生した箇所については、予算の重点的な配分が必要

要望

土砂災害防止施設の整備を着実に推進するため、24時間滞在型ではない要配慮者利用施設を保全する箇所と過去に土砂災害が発生した箇所についても防災・安全交付金における重点配分対象に拡大すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

耐震性能を有する処理場や幹線管渠の整備
～ 災害時においても防災拠点等の下水道機能を確保 ～

南部浄化センター（第2期）の早期供用開始



整備状況
(令和2年7月撮影)

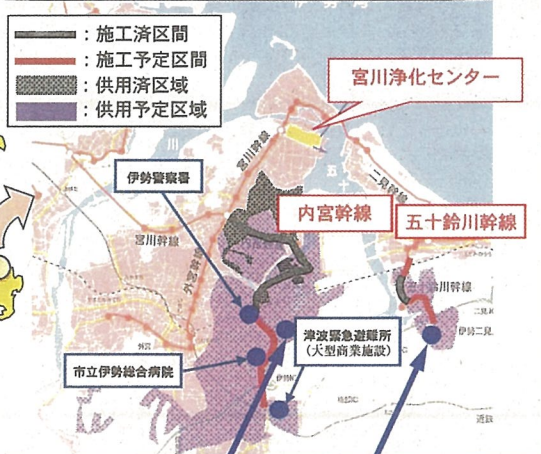
平成30年度に着手したスクリーンポンプ棟の建設を進めます。



南部浄化センター（第2期）の整備工程

| | 2014 | '15 | '16 | '17 | '18 | '19 | '20 | '21 | '22 | '23 | '24 |
|------------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 護岸整備 | | | 16億円 | | | | | | | | 供用開始▼ |
| 埋立整備 | | | | 4億円 | | | | | | | |
| 躯体整備 | | | | | | | 80億円 | | | | |
| プラント整備 | | | | | | | | | 39億円 | | |
| 工事費(国費:億円) | 6 | 3.6 | 6.4 | 5.4 | 4.3 | 8.3 | 18 | 26 | 22 | 25 | 14 |

宮川流域下水道幹線管渠の早期供用開始

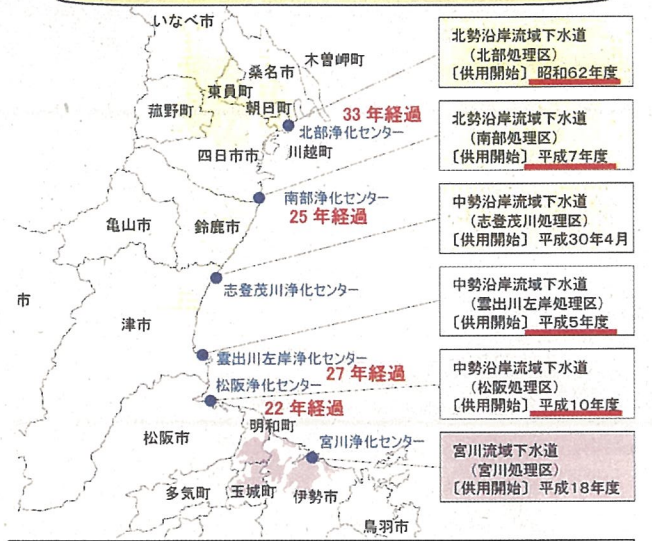


宮川流域下水道幹線管渠の整備工程

| | 15 | '16 | '17 | '18 | '19 | '20 | '21 | '22 | '23 | '24 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-------|
| 内宮幹線 | | | | | | 19億円 | | | | 整備完了▼ |
| 五十鈴川幹線 | | | | | | 5億円 | | | | 整備完了▼ |
| 工事費(国費:億円) | 0.9 | 1.7 | 4.6 | 3.9 | 3.2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策
～ 安定的・継続的な下水道機能を確保 ～

各浄化センタープラント設備の改築



「機能停止の未然防止」と「ライフサイクルコストの最小化」を目的としたストックマネジメント計画に基づく **計画的な改築が必要!**
適切な改築が実施できないと

処理施設の停止や機能低下が生じ、**公共用水域の水質悪化を招くため 公共的役割を果たすことができない!**

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策費用

| | 2020 | '21 | '22 | '23 | '24 |
|--------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 老朽化対策(国費:億円) | 5.6 | 7 | 10 | 7 | 15 |

要望

- 1 災害時においても下水道機能を確保するため、耐震性能を有する下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

切迫する南海トラフ地震や激甚化する気象災害から、国民の生命と財産を守る

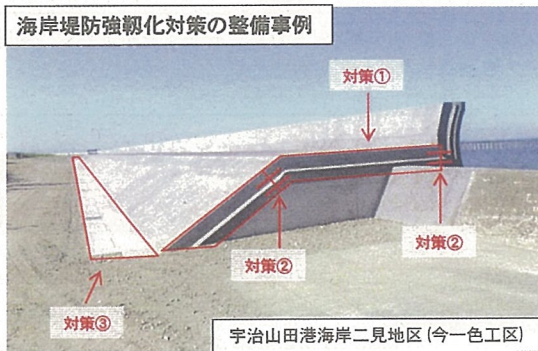
港湾施設の老朽化対策や地震対策

南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

地域の基幹産業を支え生産性向上に資する港湾施設の老朽化対策や地震対策

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%!

三重県で想定される被害は、死者数約4万人、経済被害額約2.1兆円
特に、県南部では大津波が短時間で来襲することから、避難時間の確保のためには「粘り強い構造」の堤防にすること必要



- 対策① 天端・裏法コンクリートの被覆厚を確保
- 対策② 差鉄筋を配置し、構造の一体化
- 対策③ 法尻コンクリートによる洗掘防止

津松阪港-7.5m大口岸壁
岸壁上部工老朽化状況



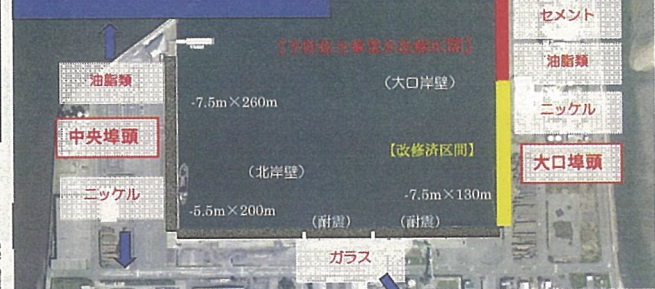
仮配管によるセメント荷役状況



津松阪港大口地区

コーン油など食用油の製油、開発。
大手食品メーカーへ供給
油類採取量 約5.9万トン(R1)

県内全域の生コン工場や
建築用外壁材メーカーへ供給
セメント採取量 約32.1万トン(R1)



先端産業に必須の材料である脱化ニッケル
国内シェア100%
台湾、韓国、ヨーロッパ等へも供給
ニッケル採取量 約7.3万トン(R1)

加工ガラスは主要自動車メーカーへ供給
国内シェア20%
非金属鉱物採取量 約14.1万トン(R1)

高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

堤防整備や養浜による面的整備により、高潮防護効果が発揮されている

伊勢湾沿岸[三重県区間]の高潮浸水想定区域図を公表(令和2(2020)年8月)

- ・11市町で288km²が浸水
- ・堤防背後住民らの関心の高まり



宇治山田港海岸二見地区(二見工区)

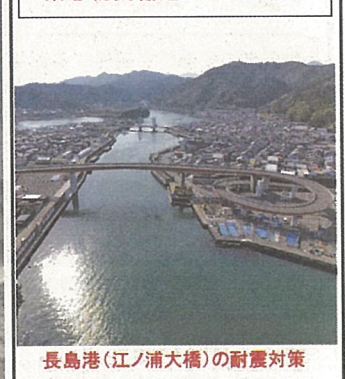
高波浪時の整備効果発現事例 (H30.9)

「津波避難対策特別強化地域」における対策のための予算の確保が必要!

- ・令和2(2020)年度からの工事期間中は、非効率な荷役が発生
 - ・外航船は大口埠頭 SOLAS 利用不可。SOLAS は中央埠頭のみ運用
- 岸壁改修の早期完成に向けた予算の確保が必要!



緊急物資輸送ルート確保



- 要望
- 1 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を重点的に推進できるよう、予算を確保すること。
 - 2 港湾施設の老朽化対策や地震対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

～社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金による支援（街路・都市公園）～

街路 緊急輸送道路の無電柱化

千葉県では令和元年房総半島台風の影響で、約2,000本の電柱が倒壊し、停電の長期化など、住民生活に甚大な影響を与えた。

台風や地震による電柱倒壊のリスクが軽減できる無電柱化に注目が集まっている

無電柱化を推進するためには多額の予算が必要！

緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算の確保を！

外宮度会橋線・外宮常磐線（伊勢市）、尾鷲港新田線（尾鷲市）

電柱が立ち並ぶ
外宮常磐線

神宮式年遷宮の祭事「お木曳き」にも利用される

伊勢の「お木曳き」行事（前回の写真）



都市公園 防災拠点等の機能向上

・政府が南海トラフ地震の発生率を「70～80%」に引き上げ
・激甚化・頻発化する自然災害等により、全国各地で甚大な被害が発生

大規模自然災害の備えとして防災安全に資する都市公園整備の重要性は高まっている！

防災安全に寄与する都市公園整備に必要な予算の確保を！

県営熊野灘臨海公園（紀北町）



市営香良洲高台防災公園（津市）



街路 通学路等の安全対策

市街地の通学路等は、歩行者の利用が多く、車両の通行も多いが、歩道が未整備となっている箇所があり、歩行者の安全性が確保されていない

歩行者の安全性を確保するためには、歩道を整備し車両との動線を分離する必要がある。整備には、住宅等が密集している箇所も多く、用地補償に多額の予算が必要！

通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算の確保を！

桑部播磨線（桑名市）、野町国府線（鈴鹿市）、服部橋新都市線（伊賀市）

街路整備が進む
服部橋新都市線



都市公園 ワークーションの推進

ワークーション推進に向けた公園施設利用の取組
熊野灘臨海公園やその周辺に広がる豊かな自然環境や観光資源を活かしたワークーションを推進するための公園施設整備を進めている。
(別途事業)

老朽化したプールを新たな集客・誘客施設として再整備し、新しいプールとの相乗効果による集客力向上をめざす！

ワークーションを推進するために必要な都市公園整備の予算の確保を！



コテージ改修【別途事業】（ワークーション対応） PC作業スペース整備およびWi-Fi導入【別途事業】



新プール整備イメージ図（熊野灘臨海公園）

要望

- 1 大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。
- 2 通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。
- 3 大規模自然災害の備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備に必要な予算を確保すること。
- 4 公園施設を利用したワークーションを推進するために必要な都市公園整備の予算を確保すること。

【県土整備部】

18 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

公営住宅の除却の推進

耐用年限が過ぎ空き家となった公営住宅について、建替えを伴わない除却事業も交付金制度の対象に

現状 「耐用年限が過ぎ空き家となった公営住宅の推計」(総管理棟数:279棟)

今後20年間で増大!

| 年度 | 棟数 |
|-------|-----|
| H2年度 | 27棟 |
| H32年度 | 46棟 |
| H42年度 | 85棟 |

「制度について」 建替えを伴わない公営住宅の除却事業は交付金対象事業でない。

耐用年限が過ぎ空き家となった公営住宅の例

草刈りなど日常管理が必要

問題点

- 防犯対策及び景観や周辺環境への影響を考慮した日常管理、自然災害等に対する管理費用が必要となる。
- 石綿含有外壁仕上げ材による除却費の増額が見込まれる。

問題点の解決に向けて

- 建替えを伴わない公営住宅の除却事業も交付金対象事業とすると...
- 国の支援により、計画的な除却が可能に!
- ① 維持管理費の削減や防犯対策に!
- ② 景観や周辺環境対策に!

要望 全ての除却事業を交付金制度の対象に!

住宅・建築物の耐震化促進

令和3(2021)年度必要国費額 5.5億円

住宅・建築物耐震化促進のために必要な予算確保を

現状 住宅・建築物の耐震化率(三重県)

| 年度 | 多数利用建築物 | 住宅 |
|-----|---------|-----|
| H20 | 78% | 75% |
| H25 | 85% | 82% |
| H30 | 90% | 85% |
| R2 | 95% | 88% |
| R7 | 95% | 90% |

【国の基本方針】令和7(2025)年までに耐震性が不十分な住宅 耐震診断義務付け対象建築物 おおむね解消

問題点

住宅 耐震診断義務付け対象建築物 おおむね解消する必要がある

耐震化の支援

- 耐震診断補助 住宅、避難路沿道
- 補強設計補助 住宅、避難路沿道
- 耐震改修補助 住宅、大規模建築物、避難路沿道
- 除却補助 住宅、避難路沿道

要望 居住者、利用者、まちの安全・安心のために必要な予算確保を!

空き家対策等の推進

同一市町内で空き家に転居しようとする者も利用できるような要件の緩和と 必要な予算の確保を

「空き家対策総合支援事業」における活用事業

現状 空き家の活用方法に要件

- 市町外からの移住者向け住宅であること

《期待する副次的効果》 地域活性化等

問題点

地域に応じた政策課題にも対応した事業を実施したいが、市町外からの移住が要件とされると困難になる。

要望 市町内での転居者向け住宅も活用事業の補助対象に! また、事業に必要な予算確保を!

令和3(2021)年度必要国費額 1.2億円

果も事業費の1/6を補助(上限25万円)

国:改修工事費の1/3を補助

課題

A市 合併後旧市域 過疎地域の活性化のため空き家を活用したい

《期待する副次的効果》 過疎地域対策

B市 子育て世帯の定着のため空き家を活用したい

《期待する副次的効果》 子育て支援対策

C市 賃貸住宅が少ないため、若者の結婚・就職時(世帯分離)に市外・県外に転出 人口の流出を抑制するため空き家を活用したい

《期待する副次的効果》 人口流出対策

過疎化が深刻な地域

市街地の安全性の向上

令和3(2021)年度必要国費額 1.4億円

狭あい道路解消促進のために必要な予算の確保を

測量等

後退用地を道路用地として、市町へ寄附してもらう場合の測量・分筆・登記費用

除却等

後退用地内の標、門、電柱等の工作物等の除却または移設に要する費用

拡幅整備工事

未整備のままのセツバック部分

問題点

要望額より国費が配分されない。セツバック部分が未整備のまま放置され通行上危険な状態になってしまう。

要望 安全な市街地形成のために必要な予算確保を!

- 要望**
- 1 耐用年限が過ぎ空き家となった公営住宅について、建替えを伴わない除却事業も交付金制度の対象にすること。
 - 2 空き家対策総合支援事業を活用した改修補助を、同一市町内での転居者も利用できるような要件の緩和と、同事業に必要な予算を確保すること。
 - 3 令和7(2025)年までに耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。
 - 4 安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。

【国土整備部】

19 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。
また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に向け、工事等が着実に進められるよう、引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進め、早期開業につなげていくことが重要と考えており、奈良県、大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めています。また、環境アセスメントの着手時期が近づいていることから、JR東海への要望に向けた県内駅位置候補の検討を今年度着手しました。
国においても、「骨太の方針」において、建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けて必要な連携、協力を行うとの方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。
また、現在の東京・名古屋間の建設工事等についても、2027年の開業に向け、着実に進められるよう、国においても、引き続き、必要な連携、調整を行うとともに、同区間の進捗にかかわらず、名古屋・大阪間については、2037年全線開業が確実なものとなるよう必要な手続きを円滑に進めるなど、早期事業着手や工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。
- 2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大阪駅事業について、「骨太の方針」において、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図る方針が示されていること、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が行われていることなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの相互連携を図るなど、新大阪駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。
- 3 リニア中央新幹線の全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。
特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の構築と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

19 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

- ・東京・名古屋間の2027年開業に向け、着実に工事が進められるよう、引き続き、国においても連携・調整が必要！
- ・名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮などに向け、国において準備や体制づくりが必要！
- ・名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定により、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくり等に速やかに取り組み、地方創生を図ることが重要！

全線開業
2045年から最大8年前倒し

名古屋・大阪間の早期着工・全線開業の実現

令和元年度
三重・奈良・大阪 リニア中央新幹線建設促進大会

3府県がしっかりと協力し、JR東海と具体的な協議を進め、一日も早い全線開業をめざす。

・国交省幹部、JR東海社長等を招聘し3府県大会を開催(2017年から毎年開催)
・早期着工・全線開業の実現に向け、3府県が連携を強化

新大阪駅における北陸新幹線環境アセスメントとの連携

効率的な環境アセス等の実施
⇒リニア早期全線開業の実現

北陸新幹線
敦賀・新大阪間

三重 名古屋駅

新大阪駅

三重・奈良・大阪ルート
リニア中央新幹線
(2023年頃環境アセス実施予定)

ルート・駅位置の早期確定に向けた三重県の実績

◆リニア開業に伴う本県への波及効果調査を活用、県民へのPR強化！

県内周遊観光や移住促進などに効果大

◆県期成同盟会では、今年度から県内駅位置候補の検討に着手

名古屋以西の環境アセスに向け取組加速

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
令和2年度 総会

＜スケジュール＞
2020年
市町による駅位置候補の提案
2021年
有識者等への意見聴取、県期成同盟会で駅位置候補検討
2022年頃
県期成同盟会で県内駅位置候補決議・JR東海に要望
2023年頃
JR東海が環境アセスに着手(概略ルート・駅位置確定)

【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に向け、工事等が着実に進められるよう、引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

【地域連携部】

20 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 四日市港の霞ヶ浦地区機能強化に向けた国際物流ターミナルの整備（北ふ頭W81 耐震強化岸壁整備）
背後圏産業の競争力強化への対応や、大規模地震発生後においても物流機能を維持するため、霞ヶ浦地区北ふ頭に国際物流ターミナル（W81）耐震強化岸壁を新規事業化すること。
- 2 四日市港の海岸・港湾事業の推進
 - (1) 石油化学コンビナートを有する塩浜・石原地区など臨海部における海岸保全施設の耐震・耐津波対策について、早期事業化に向けた検討を進めるとともに、海岸保全施設の高潮対策や老朽化対策などに必要な予算を確保すること。
 - (2) 港湾施設の老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

四日市港は、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っています。

四日市港周辺では、新名神高速道路の県内全線開通など道路ネットワークの整備が進み、四日市港の利便性は飛躍的に向上し、外貿コンテナ取扱個数は、平成30（2018）年に過去最高を記録し、令和元（2019）年に2年連続で20万TEUを記録しました。道路開通効果により工場や倉庫などの立地の優位性も一層高まっており、貨物需要の増大が見込まれます。

また、本年5月から電力会社のバイオマス発電所が本格稼働したことで、霞ヶ浦地区南ふ頭でバイオマス燃料を受け入れるなど、貨物需要がますます高まっています。

一方で、四日市港の海岸保全施設の多くは、整備されてから50年以上が経過しており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

また、四日市港の背後には日本を代表する石油化学コンビナートが立地しており、南海トラフ地震など大規模地震時には港湾機能の停止による経済産業活動の著しい低下が危惧されています。

港湾施設においても老朽化が進行しており、優先度を勘案しつつ維持・更新の対策を進めていますが、維持・強化対策に要する費用は、今後さらに増大していくことが見込まれます。

1 四日市港の霞ヶ浦地区機能強化に向けた国際物流ターミナルの整備（北ふ頭W81 耐震強化岸壁整備）

四日市港霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う背後圏産業を支える物流拠点となっています。四日市港と背後圏をつなぐ高速道路などの道路網の整備により、外貿コンテナ取扱量は着実に増加しており、特に四日市港を利用する滋賀県の取扱貨物量は1.6倍増（H30/H25比）となっています。また、東南アジア航路など船舶の大型化が進んでおり、大型船の受入れに必要な水深を満たす岸壁の整備が求められています。

加えて、四日市港にはコンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震等による大規模地震が発生すれば物流機能は大幅に低下し、本県のみならず国内の経済・産業に与える影響は甚大となるものと想定され、早期の防災・減災、国土強靱化対策が喫緊の課題となっています。

さらに、完成自動車の輸出再開やバイオマス発電燃料などのエネルギー関連貨物の受入れにより、霞ヶ浦地区への入港隻数は5年間（H26～R1）で約5割増加し、ふ頭内の混雑および背後ヤードの不足が顕在化しています。

このため、霞ヶ浦地区北ふ頭に水深14mの耐震強化岸壁（W81）を整備し、コンテナ取扱機能を北ふ頭に集約することで荷役の効率化を図り、地域産業の競争力を強化するとともに、南ふ頭における完成自動車やエネルギー関連貨物の取扱機能を拡大することが必要です。

なお、国においては、霞ヶ浦地区に係る事業化検証調査費を用いて、貨物需要の検証や費用対効果の算定、基本設計等を進めていただいております。

2 四日市港の海岸・港湾事業の推進

(1) 南海トラフ地震が発生した場合、津波の影響も含め、県内で約53,000人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害が生じます。四日市港においても、一部地域が津波浸水域になると想定されており、企業や住民の安全・安心の確保が喫緊の課題となっています。

特に、石油化学コンビナートを防護する塩浜・石原地区等における海岸保全施設の耐震・耐津波対策については、多額の費用と時間を費やすとともに、企業活動をさまたげることなく事業を行うなど高度な技術が必要です。

また、富田港地区や1号地地区（末広町）の高潮対策および長寿命化計画に基づく老朽化対策を着実に実行するためには、防災・安全交付金（海岸）のさらなる予算確保が必要です。

(2) 四日市港の港湾施設の多くは供用から40年以上が経過し、施設の延命化が喫緊の課題となっています。港湾機能の維持・強化を図っていくためには、霞ヶ浦地区の岸壁改良および東防波堤改良といった老朽化対策などを着実に進めていく必要があります。

また、四日市地区では周辺の歴史的・文化的資源を生かし、景観に配慮した魅力ある空間を創出するため、老朽化した物揚場を緑地護岸として改修整備を進めていることから、社会資本整備総合交付金（港湾）のさらなる予算確保が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

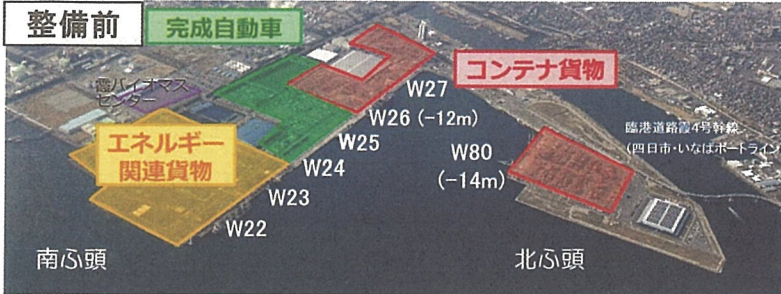
関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

20 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

四日市港の霞ヶ浦地区機能強化に向けた国際物流ターミナルの整備(北ふ頭W81耐震強化岸壁整備)

感謝! 令和2年度 事業化検証調査費 (国費1億円)

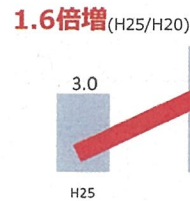


現況と課題

コンテナ貨物 (W26,W27,W80)

- ・外貿コンテナ取扱個数が2年連続20万TEUを記録
- ・高速道路などの道路網の整備により滋賀県貨物が増加
- ・船舶の大型化による必要な水深を満たす岸壁の不足
- ・コンテナ船用耐震強化岸壁が未整備

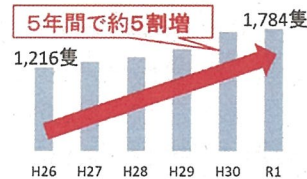
四日市港⇄滋賀県
取扱貨物量 (万トン/月)



完成自動車への対応 (W24,W25)

- ・輸出再開による取扱増加
- ・一部が四日市地区に分散

W22~W27,W80入港船舶実績数

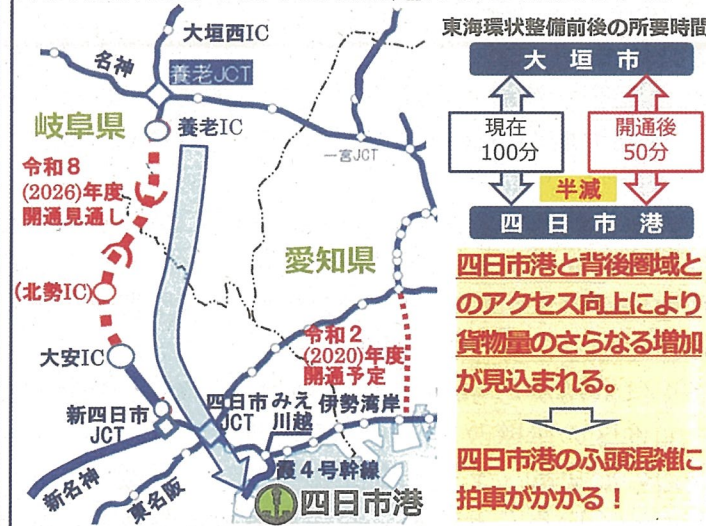


エネルギー関連貨物への対応 (W22,W23等)

- ・バイオマス燃料等の増加

コンテナ物流機能の強化や、完成自動車・エネルギー関連貨物の取扱機能の拡大による混雑解消が必要!

東海環状自動車道の全線開通による物流効率化



四日市港に寄せる期待の声

四日市港霞ヶ浦地区北埠頭整備促進WEBフォーラム (9.14開催)



荷主企業
物流コストを抑制するためにも、東南アジア航路の充実、強化をお願いしたい。

自動車メーカー
南ふ頭の環境整備により、サプライチェーンの拠点として利用できる。

船会社
船舶大型化に対応した港湾整備、自然災害への備え、港湾のデジタル化を進めてほしい。

要望

背後圏産業の競争力強化への対応や、大規模地震発生後においても物流機能を維持するため、霞ヶ浦地区北ふ頭に国際物流ターミナル(W81)耐震強化岸壁を新規事業化すること。

【四日市港管理組合】

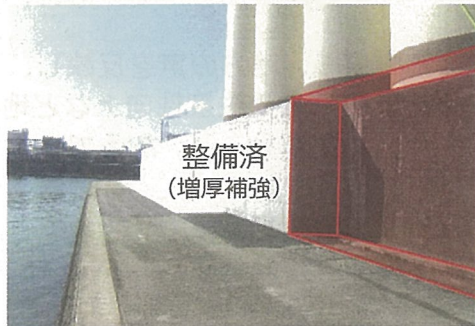
20 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

四日市港の海岸・港湾事業の推進

海岸事業

四日市地区 (1号地地区)

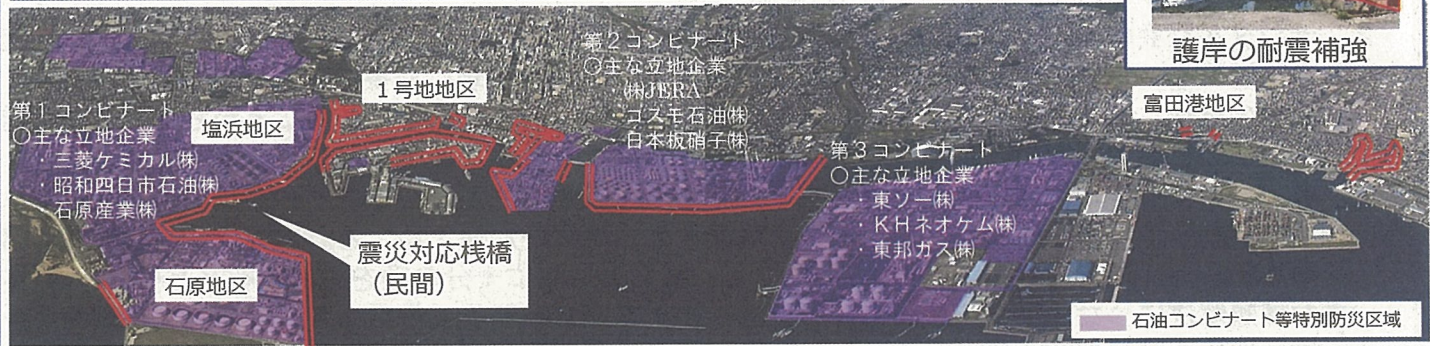


整備済
(増厚補強)

耐津波対策を踏まえた胸壁補強

【海岸保全施設の耐震・耐津波対策状況】 整備率 13% (整備済 L=2.43km 未整備 L=16.95km)

四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が必要な海岸保全施設 L=19.38km
(うち、第1コンビナート沿岸部(塩浜・石原地区) L=4.93km)



富田港地区



増厚補強

護岸の耐震補強

港湾事業

老朽化対策(W22,W24,W27,東防波堤)
港湾施設の多くが供用から40年以上が経過し、老朽化が進行しているため、施設の延命化が必要

【W22下部工補修】 【W24上部工補修】



霞ヶ浦地区



四日市地区



【東防波堤】



上部工更新

千歳運河(緑地護岸整備)
老朽化した物揚場を改修
緑地護岸として利用転換



4号物揚場

東防波堤

要望

- 1 石油化学コンビナートを有する塩浜・石原地区など臨海部における海岸保全施設の耐震・耐津波対策について、早期事業化に向けた検討を進めるとともに、海岸保全施設の高潮対策や老朽化対策などに必要な予算を確保すること。
- 2 港湾施設の老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

【要望項目】 制度・予算

- 1 令和2(2020)年度補正予算で措置された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、年度間の流用や基金への積立要件のさらなる緩和など、より自由度の高い柔軟な制度とするとともに、令和3(2021)年度当初予算においても、地域における「新しい生活様式」への対応の推進に必要な経費など、地方が必要とする額を確保すること。
- 2 デジタル社会の実現をめざし、デジタル庁の設置やIT基本法の改正、自治体DX推進計画の策定等について、地方の声を反映し、強力に進めること。また、5Gや光ファイバなどSociety 5.0の実現に必要なデジタル基盤の整備は、人手不足の解消や生産性向上など地方創生の推進にとって必須であり、特に地方部では効果が大きいものであることから、これらの整備を一気に進めること。加えて、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症を契機として、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをより大きなものにするため、テレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速すること。また令和3(2021)年度当初予算に概算要求されている「地方創生テレワーク交付金(仮称)」については、地方の取組に十分な額を確保するとともに、柔軟な用途とすること。加えて、さまざまな課題解決につながる「関係人口」の創出・拡大を図り、移住の促進にもつながるよう取組を一層充実させること。
- 4 第2期総合戦略期間を通じた安定的な地方創生関連予算の確保と地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の拡充や運用改善を図るとともに、移住・起業支援金制度について、さらなる要件の緩和を図るなど、活用を促進すること。また、新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ民間企業に対し、実証実験に係る支援や税制優遇措置など、新たな産業創出につながる制度を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)については、令和2(2020)年度補正予算において、総額3兆円規模の額が確保されたことにより、本県においてもさまざまな感染症対策や経済対策を講じることができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収入は大幅な落込みが懸念され、また、地方においてはこれまで財政調整基金を取り崩すなどして感染症対策を実施してきたことから、地方財政は極めて厳しい状況にあります。令和3(2021)年度においても、引き続き感染症対策を継続する必要があるほか、本県では9月の有効求人倍率が1.01と、前年同月比で4割近く悪化している雇用情勢をふまえると、雇用対策・経済対策を打ち出すことが必須です。このため、臨時交付金については、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、年度間の流用や基金への積立要件のさらなる緩和など、より自由度の高い柔軟な制度とすることに加え、令和3(2021)年度当初予算においても、地域における「新しい生活様式」への対応に必要な経費など、地方が必要とする額の確保が必要です。

2 新型コロナウイルス感染症により、我が国のデジタル化が著しく遅延している事実が顕在化しました。そのため、政府で検討が進められているデジタル庁の設置やIT基本法の改正、自治体DX推進計画の策定等について、地方の声を反映し、強力に進めることが必要です。加えて、5Gや光ファイバ等Society 5.0の実現に必要なデジタル基盤の整備は、人手不足や生産性向上など地方創生における「量」的な課題解決に資するとともに、遠隔教育、遠隔医療のような安心や生活の向上に向けた「質」的な課題解決にも必須です。また、これらの整備は特に地方部では効果が大きいものであることから、その利活用を早期に実現するため、通信事業者に対する指導や財政的支援、新技術の開発支援などあらゆる手段を講じて、都市部と地方部の双方で基盤整備を一気に進めることが必要です。加えて、より高次元の社会インフラとなりうる6Gについても、実用化に向けた取組を加速することが必要です。

3 新型コロナウイルス感染症は、都市部への一極集中リスクを改めて認識させるなど、我が国が抱えるさまざまな課題を浮き彫りにしました。一方で、首都圏の若者の地方や移住への関心が高まっているとの調査結果もあり、ピンチをチャンスに変えるとの視点から、定着しつつあるテレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速し、地方への新しい人の流れをより大きなものにすることが必要です。また、令和3(2021)年度当初予算に概算要求されている「地方創生テレワーク交付金(仮称)」については、地方において必要な事業が実施できるよう、十分な総額が確保されることに加え、地域の課題に応じた事業が実施できるよう、柔軟な用途とすることが必要です。

また、関係人口の増加は、担い手不足などさまざまな課題を抱える地方にとって有意義だけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大など、都市部の住民にとっても有意義です。このため、関係人口の拡大に向け、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業を、地方部と都市部との格差のないよう促進していくことが必要です。

4 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」および「地方創生推進交付金」をはじめとする地方創生関連予算について、引き続き、確保・充実することが必要です。

「地方創生推進交付金」については、ハード整備割合や計画期間の延長の見直しのほか、新たに設けられた「Society5.0 枠」についてはSociety5.0の実現を加速化するため、先駆タイプと同等要件でなく、横展開タイプと同等とするとともに、技術実証・実証実験が未実施の事業であっても対象とするなど、要件緩和を図ることが必要です。

地方への移住の後押しとなる移住・起業支援金制度については、さらなる活用に向け、新たにテレワーカー等が本制度を活用できるよう対象者を拡大することとされていますが、国による支援金の対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実を図るとともに、これまでの活用状況をふまえ、移住元地域の拡大や在住・在勤期間の短縮などの要件緩和が必要です。「地方創生拠点整備交付金」については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や地方が必要な総額を当初予算において確保するとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ることが必要です。

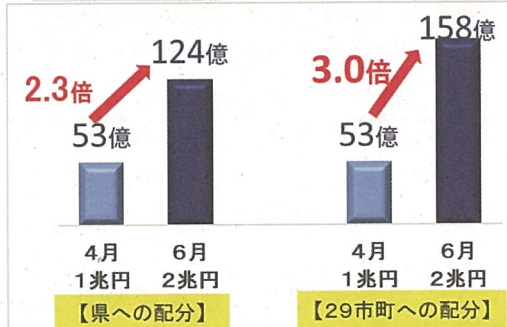
事務担当 戦略企画部企画課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

■1 地方創生臨時交付金

地方創生臨時交付金の三重県への配分額



【現時点の総額】
三重県への配分 178億円
県内市町への配分 282億円

感謝!

- I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備および治療薬の開発
※今年度の活用見込み額:以下同じ (18億円)
 - II 雇用の維持と事業の継続 (84億円)
 - III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 (101億円)
 - IV 強靱な経済構造の構築 (12億円)
 - V 今後の備え等 (4億円)
- 合計 219億円

⇒今後もさまざまな対策が必要!

◇感染症の収束まで、引き続き臨時交付金の措置が必要!

■2 デジタル社会の推進

三重県内での未来技術の活用状況

- AIを活用した地域における家庭支援強化
- 災害現場情報の迅速な確認
- 地域交通・観光でのMaaS活用
- トマトの自動収穫
- AIを活用した飲食店経営の効率化と働き方改革
- 空飛ぶクルマ

(出典: 経済産業省製造産業局ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/main/rules.html>)

◇人手不足や生産性向上など地方創生における「量」的な課題解決に加え、コロナ禍を経て、遠隔教育、遠隔医療など、新たな「質」的な課題解決のために、デジタル化の推進は不可欠!

要
望
項
目

- 令和2(2020)年度補正予算で措置された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、年度間の流用や基金への積立要件のさらなる緩和など、より自由度の高い柔軟な制度とするとともに、令和3(2021)年度当初予算においても、地域における「新しい生活様式」への対応の推進に必要な経費など、地方が必要とする額を確保すること。
- デジタル社会の実現をめざし、デジタル庁の設置やIT基本法の改正、自治体DX推進計画の策定等について、地方の声を反映し、強力に進めること。また、5Gや光ファイバなどSociety 5.0の実現に必要なデジタル基盤の整備は、人手不足の解消や生産性向上など地方創生の推進にとって必須であり、特に地方部では効果が大きいものであることから、これらの整備を一気に進めること。加えて、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

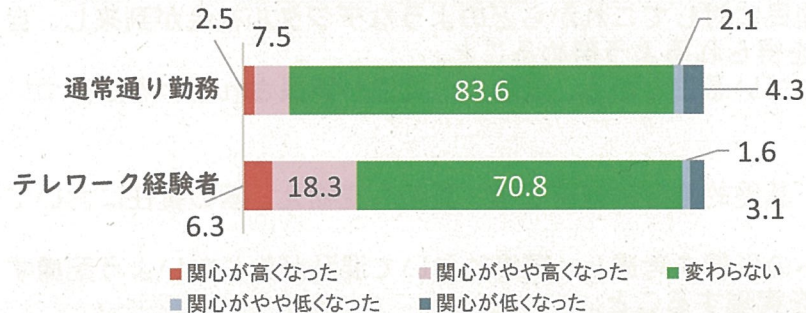
【戦略企画部】

21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

■3 関係人口の拡大

○テレワーク経験者は、地方移住に関心が高い



三重県の取組事例 ワーケーションによる関係人口増加促進プロジェクト

- 三重の暮らし魅力発信リレー
- 受入体制のモデル構築
- 自然体験を活かしたファミリー・ワーケーション
- 広報・マッチング支援

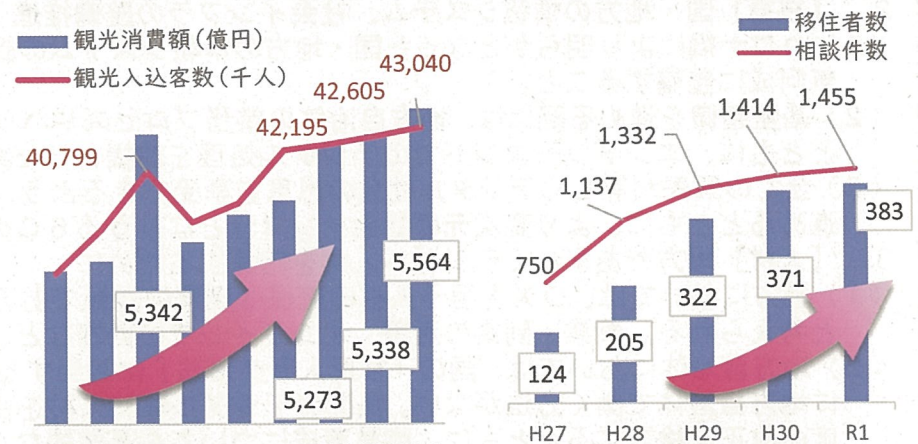
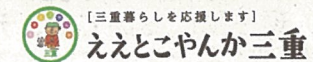


部局横断的に実施

◇テレワークやワーケーションなども絡めた、多様な働き方の導入の加速化、副業・兼業の推進など、「関係人口」の創出・拡大を図り、移住の促進にもつながるような取組が必要!

■4 地方創生推進交付金制度等の制度拡充

地方創生推進交付金による三重県の主な取組と成果



観光消費額と観光入込客数増加!

しごとの創生に!

県と市町の施策を利用した
県外からの移住者数増加!

地方への人の流れに!

制度の活用が促進されれば、地方創生の取組がさらに推進!

要
望
項
目

- 3 新型コロナウイルス感染症を契機として、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをより大きなものにするため、テレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速すること。また令和3(2021)年度当初予算に概算要求されている「地方創生テレワーク交付金(仮称)」については、地方の取組に十分な額を確保するとともに、柔軟な用途とすること。加えて、さまざまな課題解決につながる「関係人口」の創出・拡大を図り、移住の促進にもつながるよう取組を一層充実させること。
- 4 第2期総合戦略期間を通じた安定的な地方創生関連予算の確保と地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の拡充や運用改善を図るとともに、移住・起業支援金制度について、さらなる要件の緩和を図るなど、活用を促進すること。また、新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ民間企業に対し、実証実験に係る支援や税制優遇措置など、新たな産業創出につながる制度を検討すること。

【戦略企画部】

22 3つのS（スマート）で進める自治体DX

（内閣官房、総務省）

【要望項目】 制度・予算

1 【総論】

- (1) DXを進めるにあたり重要なのは、「技術」、「人材」、「ルール」のそれぞれが進化することであり、国と地方が一体となって強靱なデジタル社会を実現するため、国による強力な取組・支援を行うとともに、国民に対してこれからどのようなデジタル社会が到来し、自分たちの生活がどう変わるのか、わかりやすく説明し、国民のコンセンサスを得られるよう努めること。
- (2) 現在国においては、デジタルに関係するさまざまなワーキングが開催されていることから、議論の一貫性が担保されているかについて整理するとともに、地方の声が反映されているかについて確認すること。

2 【技術】国・地方の情報システム、社会インフラの整備推進

- (1) コロナ禍により明らかとなった国・地方の情報システムの課題を整理し、基盤的部分は維持管理・更新も見据え、国の責任において一気呵成に整備すること。
- (2) 基盤整備を進める際には、地方自治体の業務プロセスやバックオフィスへの影響を考慮し、現場において混乱が生じないように配慮するとともに、エンドツーエンドでのデジタル処理を前提とした業務プロセスを実現すること。
- (3) 全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、5Gや光ファイバ網等の情報通信基盤の全国津々浦々までの整備を一気に進めるとともに、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

3 【人材】地方であまねくデジタル人材を確保するために

- (1) 地方においては、DXを担う人材の確保は喫緊の課題であるが、全国的な人材不足が生じている中で、人材のシェアを進めるしかないと考えられる。兼業・副業の活用、オンラインでの勤務など、地域のデジタル人材を確保するためのあらゆる方策を講じること。
- (2) 地方自治体においては、国の「官民人事交流法」に相当するものがないため、民間企業の人材が会社との雇用関係を維持したまま柔軟に地方自治体で働く方法がない。民間のデジタル専門人材を積極的に確保するため、採用・給与体系・勤務制度等について地方公務員制度の改正を検討するとともに、職員育成についても具体的なパッケージを検討すること。
- (3) 国と地方の情報システム整備を短期スパンで進めることとなると、地域のエンジニア確保が重要となる。民間企業と協議し、地域へのエンジニア派遣について検討すること。

4 【ルール】データ利活用・デジタル化を促進する規制・制度の見直し

- (1) データ利活用促進のためには、「個人情報保護法制2000個問題」の解決が不可避であり、地方における個人情報保護の取組経緯をふまえて、全国共通のルール策定を進めること。その際、国境を越えたグローバルなデータ利活用も念頭においた制度設計を検討すること。
- (2) デジタル化を阻害する押印や実地検査を求める規制等を総点検し、デジタルを前提とした法令等の整備や、新規の規制がデジタルを前提としているかについての審査権をデジタル庁に持たせることを検討すること。

《現状・課題等》

- 本県では、「Smart Government（行政改革）」、「Smart Solutions（テクノロジー活用による社会課題解決の加速）」、「Smart Workstyle（新しい働き方の実現）」の3つの変革の柱に基づき、自治体DXを推進しています。

「Smart Government」では、住民、事業者の利便性向上を最優先課題として事務のあり方を見直すとともに、行政内部の徹底的な生産性向上に取り組んでいます。

「Smart Solutions」では、社会全体でDXが進むよう、新型コロナウイルス感染症対策へのビッグデータ活用、児童虐待対応や避難行動促進へのAI技術活用などの社会課題解決の支援や、第一次産業や中小企業の技術活用・人材育成を支援しています。また、空飛ぶクルマの実証実験の誘致など、地方自治体をフィールドとした実証実験の拡大に取り組んでいます。

「Smart Workstyle」では、内部事務のデジタル処理が可能となるような、デジタルワークスタイルの実現に取り組むとともに、官民で進める新しい働き方としてのワーケーションの推進、AIやロボット技術を活用した障がい者の社会参加を推進する取組、介護現場への介護ロボットやICTを導入する取組を進めています。

地方がこうした取組を飛躍的・加速度的に進めていくためには、技術、人材、ルールの三つの観点から取り組む必要があり、財政面で手厚い支援とあわせて、国による強力な取組・支援が必要です。

また、国民に対しては、これからどのようなデジタル社会が到来し、自分たちの生活がどう変わるのか、わかりやすく説明し、県民のコンセンサスを得られるよう努める必要があります。

国におけるデジタルに関係するさまざまなワーキングの議論の一貫性を担保しつつ、地方の声を確実に反映し、多くの国民に受け入れられるデジタル社会の構築をめざす必要があります。

- 国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化にあたり、基盤的部分は維持管理・更新も見据え、国の責任において一気呵成に構築する必要がありますが、地方自治体の業務プロセスに大きな影響があることが想定されることから、現場に混乱が生じないよう十分な配慮とともに、バックオフィスも含めた一貫したデジタル処理による効率化の実現が必要です。

また、DXの基盤として進展が期待されている5Gについては、携帯電話事業者による基地局の整備が進んでいますが、サービスの提供エリアは限定的であり、今後の整備においても都市と地方での格差が懸念されます。

地域間の偏りがなく、全国どこでもデジタルサービスを享受できるように、事業者に対する財政的支援、技術開発支援などあらゆる手段を講じることで、情報通信基盤の整備を一気に進めるとともに、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速する必要があります。

- 地方においてはDXを担う人材が不足しており、兼業・副業やオンラインを活用しつつ、人材をシェアする仕組みが必要です。また、地方自治体においては、国の「官民人事交流法」に相当するものがないため、民間企業の人材が会社との雇用関係を維持したまま柔軟に地方自治体で働く方法がありません。民間のデジタル専門人材を積極的に確保するため、採用・給与体系・勤務制度等について地方公務員制度の改正が必要です。

国と地方の情報システム整備を短期スパンで進めることとなると、地域のエンジニア確保が重要となります。民間企業による地域への積極的なエンジニア派遣が必要となります。

デジタル庁においては、デジタル社会を支える人材の確保・育成や社会課題を解決する先端技術の研究・開発を早急に行い、地方の取組を後押しすることが求められます。

- デジタル社会の実現にあたり、ルールの見直しは不可欠です。データ利活用を後押しするための個人情報保護法制の見直しはもとより、行政手続きにおける書面、押印、対面、実地検査を求める規制等、デジタル化を阻害するルールを抜本的に見直すとともに、今後新規の規制についてもデジタルを前提としたものとなっているかどうかチェックできる体制が必要となります。

事務担当 総務部スマート改革推進課
関係法令等 高速情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）、個人情報の保護に関する法律

22 3つのS(スマート)で進める自治体DX

(内閣官房、総務省)

- 三重県が進めるスマート改革は、「自治体経営をデジタルの観点から見直す」ことを目標に昨年度から実施しており、まさに自治体DXの先進的取組
- スマート改革は3つのSmartの観点から進めており、全国知事会「デジタル社会推進本部」の提言にも反映
- 三重県の取組も参考にさせていただきつつ、全国の自治体DX推進への強力な支援をお願いしたい

Smart Government

(行政改革)

1 徹底的な利用者目線

- ・押印等の原則廃止
- ・電子申請の拡大
- ・Web会議環境の拡充による外部とのやりとりの効率化

2 徹底的な事務の生産性向上

- ・RPAの適用業務の拡大
- ・デジタルワークスタイルを実現する内部事務のデジタル化

Smart Solutions

(テクノロジー活用による社会課題解決の加速)

1 社会全体でのDXを後押し

- ・ビッグデータ×新型コロナ対策
- ・AI技術×児童虐待対応,避難行動促進,交通モタリング・道路メンテナンス
- ・ウェアラブル端末×生活習慣病対策

2 産業界のDXの後押し

- ・空飛ぶクルマ×新ビジネス創出
- ・高度施設園芸技術×ドローン等自動化技術
- ・中小企業におけるテレワークの推進
- ・データサイエンスを進める人材の育成

Smart Workstyle

(新しい働き方の実現)

1 ニューノーマルにおける新しい働き方の実現

- ・育児介護のみならず、生産性の向上を実現するための在宅勤務制度の検討
- ・ワーケーションモデル事業の実施

2 社会参画の後押し

- ・AI・ドローン×障がい者の社会参加促進
- ・ロボット技術×介護現場の生産性向上

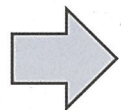
○改革を進めるために必要な職員人材育成、外部人材活用

1 DXを牽引する若手エリート人材である「スマート人材」の育成

- ・20名の公募若手職員に、AI等の先進技術やデータ利活用等の研修、農林水産等現場でのフィールドワークを実施

2 民間の兼業・副業人材を活用し、県庁のDX施策をブラッシュアップ

- ・観光分野のデジタルマーケティング、教育分野のGIGAスクール、農林水産分野のオンライン商談会等の取組を支援



徹底的な住民目線、行政内部の事務の見直しを基礎自治体とともに実現

【総務部】

22 3つのS(スマート)で進める自治体DX

(内閣官房、総務省)

デジタル改革を進める際に重要な 三つの観点

技術

- 国・地方の情報システム基盤の整備
- 地方の情報インフラの整備
- 次世代インフラの研究加速



人材

- 地域・地方自治体におけるDX人材の確保・育成
- 民間人材活用に向けた地方公務員制度の見直し
- 地域へのエンジニア派遣



ルール

- 個人情報保護法制2000個問題の解決
- デジタルを阻害する規制・制度の見直し

【要望項目】

1 【総論】

- (1) DXを進めるにあたり重要なのは、「技術」、「人材」、「ルール」のそれぞれが進化することであり、国と地方が一体となって強靱なデジタル社会を実現するため、国による強力な取組・支援を行うとともに、国民に対してこれからどのようなデジタル社会が到来し、自分たちの生活がどう変わるのか、わかりやすく説明し、国民のコンセンサスを得られるよう努めること。
- (2) 現在国においては、デジタルに関係するさまざまなワーキングが開催されていることから、議論の一貫性が担保されているかについて整理するとともに、地方の声が反映されているかについて確認すること。

2 【技術】国・地方の情報システム、社会インフラの整備推進

- (1) コロナ禍により明らかとなった国・地方の情報システムの課題を整理し、基盤的部分は維持管理・更新も見据え、国の責任において一気呵成に整備すること。
- (2) 基盤整備を進める際には、地方自治体の業務プロセスやバックオフィスへの影響を考慮し、現場において混乱が生じないように配慮するとともに、エンドツーエンドでのデジタル処理を前提とした業務プロセスを実現すること。
- (3) 全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、5Gや光ファイバ網等の情報通信基盤の全国津々浦々までの整備を一気に進めるとともに、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

3 【人材】地方であまねくデジタル人材を確保するために

- (1) 地方においては、DXを担う人材の確保は喫緊の課題であるが、全国的な人材不足が生じている中で、人材のシェアを進めるしかないと考えられる。兼業・副業の活用、オンラインでの勤務など、地域のデジタル人材を確保するためのあらゆる方策を講じること。
- (2) 地方自治体においては、国の「官民人事交流法」に相当するものがないため、民間企業の人材が会社との雇用関係を維持したまま柔軟に地方自治体で働く方法がない。民間のデジタル専門人材を積極的に確保するため、採用・給与体系・勤務制度等について地方公務員制度の改正を検討するとともに、職員育成についても具体的なパッケージを検討すること。
- (3) 国と地方の情報システム整備を短期スパンで進めることとなると、地域のエンジニア確保が重要となる。民間企業と協議し、地域へのエンジニア派遣について検討すること。

4 【ルール】データ利活用・デジタル化を促進する規制・制度の見直し

- (1) データ利活用促進のためには、「個人情報保護法制2000個問題」の解決が不可避であり、地方における個人情報保護の取組経緯をふまえて、全国共通のルール策定を進めること。その際、国境を越えたグローバルなデータ利活用も念頭においた制度設計を検討すること。
- (2) デジタル化を阻害する押印や実地検査を求める規制等を総点検し、デジタルを前提とした法令等の整備や、新規の規制がデジタルを前提としているかについての審査権をデジタル庁に持たせることを検討すること。

【総務部】

23 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 地方が、現行制度の下で創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 地方財政計画で想定していなかった税収の落ち込みは、地方自治体の単年度収支に大きな影響を与えることから、景気の動向により年度ごとの額が変動しうる地方消費税等についても減収補填債制度の対象とすること。
- 4 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、引き続き公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和4（2022）年度以降も延長すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

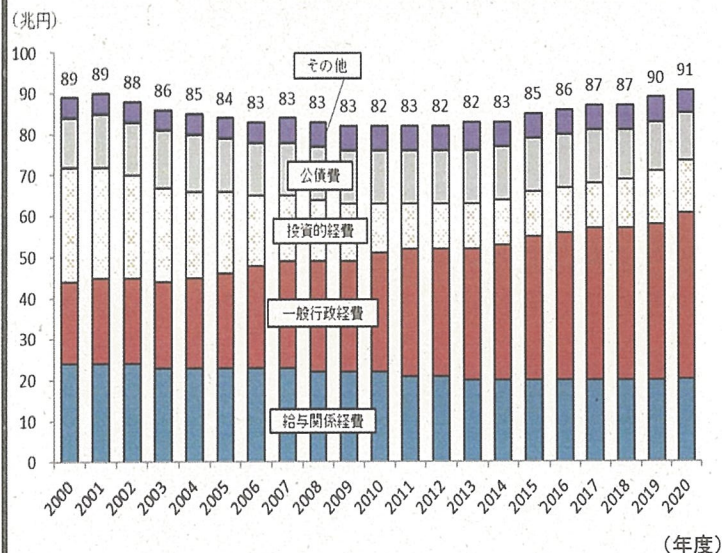
- 1 令和3（2021）年度地方財政収支の仮試算においては、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で3.6兆円の減額、地方交付税が前年度比で0.4兆円の減額となる一方で、臨時財政対策債が前年度比で3.7兆円の増額となった結果、前年度比で0.2兆円減の63.2兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.4兆円の増加となっています。
地方が責任を持って、人口減少対策や地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、引き続き、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 地方財政計画で想定していなかった税収の落ち込みは、地方自治体の単年度収支に大きな影響を与えることから、景気の動向により年度ごとの額が変動しうる地方消費税など法人関係税以外についても減収補填債制度の対象とする必要があります。
- 4 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、令和2（2020）年度までに策定することとされている個別施設計画に基づき、地方が計画的に公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組んでいくためには、令和4（2022）年度以降も公共施設等適正管理推進事業債を延長し、地方の財政負担の縮減を図ることが必要です。
- 5 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」という指摘や、スポーツ振興の観点から、廃止や税負担の軽減を求める要望や議論があります。しかしながら、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政需要に対応していること、また、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持が必要です。

事務担当 総務部財政課、税務企画課、地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方交付税法、地方税法

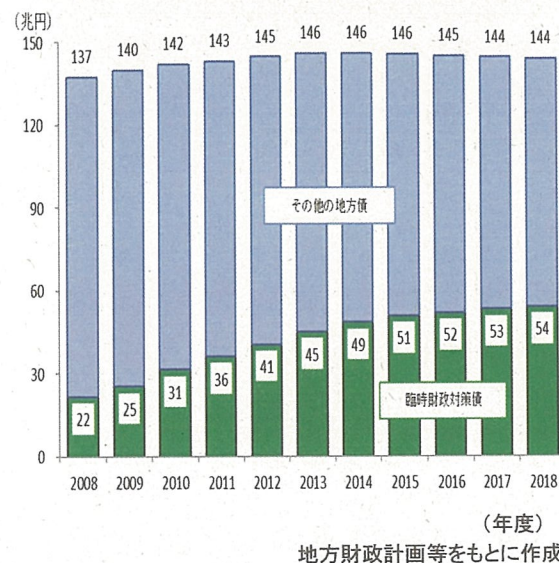
23 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等

(総務省)

地方財政計画の歳出の推移



地方債現在高に占める臨時財債の推移



ゴルフ場利用税の堅持

- アクセス道路の整備・維持管理
- ゴルフ場周辺の地滑り対策
- 農薬・水質調査等の環境対策等

ゴルフ場関連の行政需要に対応

< 税収 >

全国: 約 433.2 億円
三重県: 約 16.4 億円

うち市町村交付金
全国: 約 302.2 億円
三重県: 約 11.4 億円

主な交付団体
【津市】(全国 8 位)
約 2.7 億円
【伊賀市】(全国 21 位)
約 1.7 億円
【いなべ市】(全国 33 位)
約 1.4 億円

地方の貴重な財源



【要望項目】

- 1 地方が、現行制度の下で創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 地方財政計画で想定していなかった税収の落ち込みは、地方自治体の単年度収支に大きな影響を与えることから、景気の動向により年度ごとの額が変動する地方消費税等についても減収補填債制度の対象とすること。
- 4 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、引き続き公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 4 (2022) 年度以降も延長すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、現行制度を堅持すること。

【総務部】【地域連携部】

